
第3次都城市生活排水対策総合基本計画（案）

令和7（2025）年11月

都城市

目 次

第 1 章 序説

1 - 1 計画策定の背景	1
1 - 2 計画の位置づけ	2
1 - 3 計画期間と計画目標年度	3

第 2 章 地域の概要

2 - 1 地域の概要（自然環境）	4
2 - 2 地域の概要（都市環境）	20
2 - 3 生活排水処理施設整備状況	25

第 3 章 生活排水処理の現状

3 - 1 生活排水処理の現状	31
3 - 2 水質の現状及び動向	34

第 4 章 生活排水処理施設整備計画

4 - 1 第2次生活排水対策総合基本計画（再々改訂計画）の評価	46
4 - 2 課題の整理	47
4 - 3 第3次生活排水対策総合基本計画	48

第 5 章 今後の事業推進について

5 - 1 生活排水処理施設の取組方針	53
5 - 2 啓発活動	54

第1章 序説

1-1 計画策定の背景

平成13年度に、水質汚濁防止法第14条の9に基づき、生活排水対策の円滑かつ効率的な推進を図るため、合併以前の1市4町（旧都城市、旧北諸県郡山之口町、高城町、山田町、高崎町）それぞれが平成22年度を目標とした「第2次生活排水対策総合基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定した。

その後、平成18年1月に1市4町が合併したことにより、人口17万人、面積653.36km²の南九州有数の拠点都市となり、状況が大きく変化したことから第2次計画を見直し、「第2次生活排水対策総合基本計画（改訂計画）」（以下「改訂計画」という。）を策定した。

これを基本として、住民の理解と協力を得ながら、家庭における発生源対策をはじめ、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽（以下「生活排水処理施設」という。）の整備などの生活排水対策を総合的かつ計画的に進めてきた結果、生活排水処理率は向上し、河川の水質もおおむね良好な状態に近づいた。

さらに、改訂計画策定から約7年が経過すると、人口減少社会の進展、国の三位一体改革、公共事業費の削減など、社会・経済状況が変化し、一層の効果的かつ効率的な生活排水処理施設の整備が求められたため、平成26年度に「第2次生活排水対策総合基本計画（再改訂計画）」（以下「再改訂計画」という。）を策定し、中間目標を平成32年度（令和2年度）、最終目標を平成37年度（令和7年度）とした。

再改訂計画策定後、合併処理浄化槽については、更なる単独処理浄化槽等からの転換の促進を図るため、令和2年度から従来の転換工事費に加え、宅内配管工事費及び既設単独処理浄化槽・汲み取り槽撤去費も補助対象とした。

また、同年、浄化槽法の改正に基づき、汚水処理未普及地域解消に向けて浄化槽処理促進区域を指定した。

上記の状況を勘案して再改訂計画の検証を行うとともに、経済比較を実施し、生活排水処理施設の処理区域、維持管理を含めた整備手法及び整備スケジュールについて、今後の整備指針となる「第2次生活排水対策総合基本計画（再々改訂計画）」（以下「再々改訂計画」という。）を令和2年度に策定した。

再々改訂計画において、経済比較を行った結果、下水道整備区域の見直しを行うとともに、既存の下水道整備区域内の接続率の向上を図っている。

再々改訂計画の最終目標年度となる令和7年度を迎えた現在、人口減少や多様化・高度化する市民ニーズなどの社会状況が変化する中で、老朽化した公共施設の維持管理・更新などへの対応が必要となった。

これらの状況を踏まえ、今回、公共下水道事業や合併処理浄化槽の設置基数の見直しなど、生活排水処理施設の整備方針の検討を行うことを目的として「第3次生活排水対策総合基本計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

1 - 2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図表1 - 2 - 1に示す。

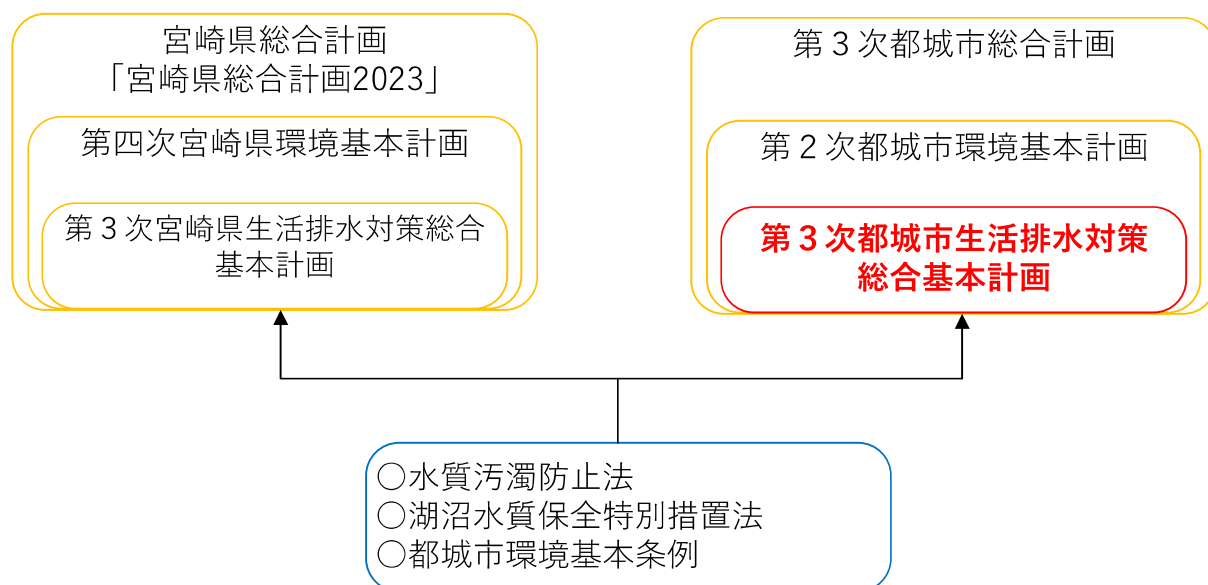
生活排水対策の推進は、「都城市総合計画」及び「都城市環境基本計画」の重要施策のひとつとして位置づけられる。

本計画は、本市の生活排水対策の方向性を示し、施策を実施するためのものである。

また、この計画は、本市が公共下水道などの生活排水処理施設の整備や維持管理、住民への啓発活動などを実施するにあたって、相互に連携してより効果的・効率的な事業の推進を図るための指針として、また、市民の自発的な取組を促進し、市民と行政が一体となった生活排水対策の推進を図るための指針として位置づけられる。

なお、本計画は水質汚濁防止法の規定に基づく計画であり、宮崎県の総合計画や環境基本計画等の上位計画及び国・県の法令との整合を図る。

◆図表1 - 2 - 1 本計画の位置付け



1 - 3 計画期間と計画目標年度

本計画は、令和8年度を計画初年度とし、令和17年度を計画目標年度とする10年間の計画期間とする。

なお、計画策定期間の中間目標年度（令和12年度）に進捗確認や内容の精査を行う。

◆図表1 - 3 - 1 計画目標年度

項目	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
計画策定年度		◆										
計画初年度			◆									
計画基準年度	◆											
中間目標年度							◆					
計画目標年度												◆
計画期間												

【本計画の目標年度等】

○基準年度 ⇒ 令和6年度

基準年度は、生活排水処理率等を設定するための現状を示す。

○中間目標年度 ⇒ 令和12年度

中間目標年度は、進捗確認や内容の精査を行い、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行う年度を示す。

第2章 地域の概要

2-1 地域の概要（自然環境）

1 地域の範囲

本市の流域図を図表2-1-1に示す。

この計画は、市域全体を計画区域とし、大淀川及びその支川流域を加えた合計20流域に区分する。

◆図表2-1-1 本市の流域図



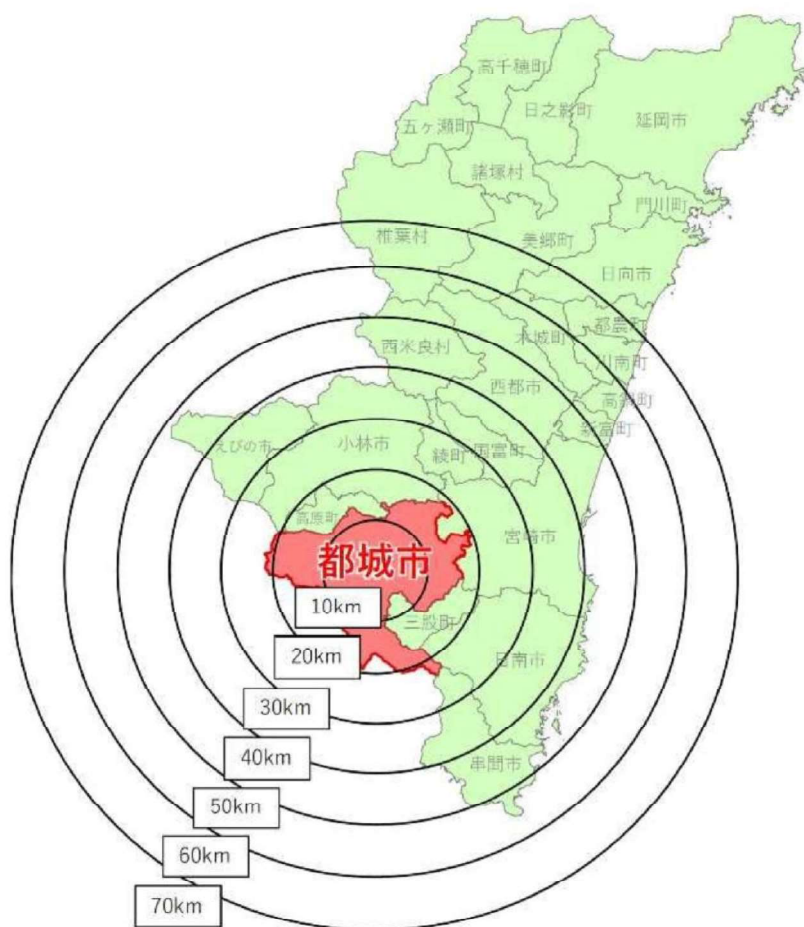
流域名	流域面積 (km ²)	流域名	流域面積 (km ²)
大淀川	119.1	花之木川	25.3
有水川	18.1	庄内川	87.7
高崎川	48.2	沖水川	3.7
丸谷川	73.5	横市川	10.3
木之川内川	20.3	年見川	16.9
山田川	20.7	萩原川	24.2
東岳川	30.1	梅北川	27.2

2 位置図

本市の位置図を図表2 - 1 - 2に示す。

平成18年1月1日、都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の1市4町が合併し、新・都城市が誕生した。都城市の面積は653.36km²で、宮崎県内で2番目の面積となっている。本市は、東の鰐塚山地と北西の霧島山地の一部をなす山岳丘陵部に囲まれ、南西は鹿児島県に接している。市の中心である都城盆地は標高約150mにある高原状の盆地で、中央部を大淀川が北流している。

◆図表2 - 1 - 2 位置図



資料：国土数値情報

3 気候

都城気象観測所における過去10年間（平成27年～令和6年）の気象概要（月平均値）を図表2-1-3に、年間降水量を図表2-1-4、雨温図（月平均値）の推移を図表2-1-5、年間降水量の推移を図表2-1-6に示す。

過去10年間の平均気温は17.4℃となっている。

また、過去10年間における年間降水量は2,568.5～3,619.0mmと年次によって、ばらつきがある。なお、過去10年間の年平均降水量は3,063.4mmとなっている。

◆図表2-1-3 気象概要の月平均値（平成27年～令和6年）

項目	平均降水量 (mm)	平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	平均日照時間 (hr)
1月	56.5	6.9	1.7	167.3
2月	118.1	8.5	1.9	152.4
3月	174.0	12.1	2.0	174.3
4月	185.1	16.1	2.2	178.1
5月	300.5	20.1	2.2	165.3
6月	559.1	23.2	2.2	112.7
7月	615.4	26.8	2.2	155.4
8月	361.8	27.8	2.2	201.7
9月	418.7	25.0	2.4	141.2
10月	130.4	19.8	2.1	172.8
11月	91.7	14.2	1.6	169.1
12月	52.4	8.0	1.6	172.1
平均	255.3	17.4	2.0	163.5
計	3,063.4	—	—	1,962.2

資料：気象庁ホームページ（都城気象観測所データ）

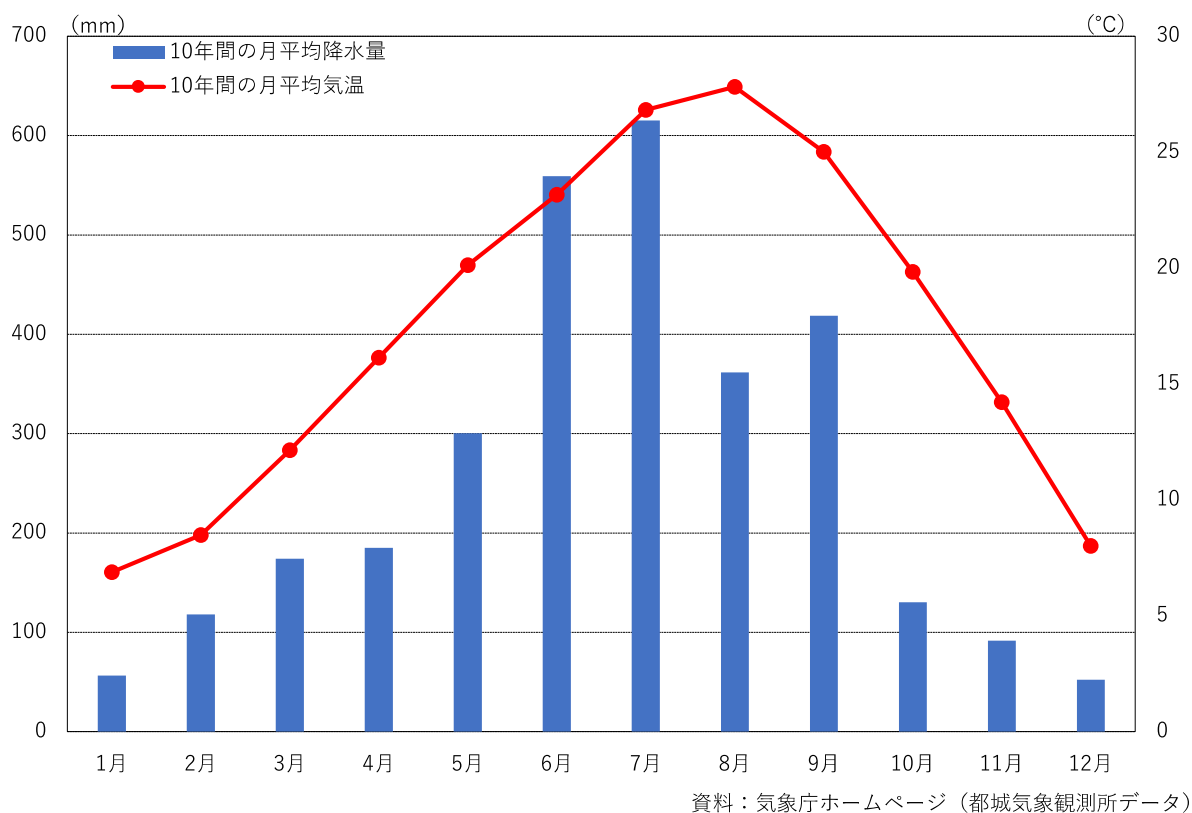
◆図表2-1-4 年間降水量（平成27年～令和6年）

（単位：mm）

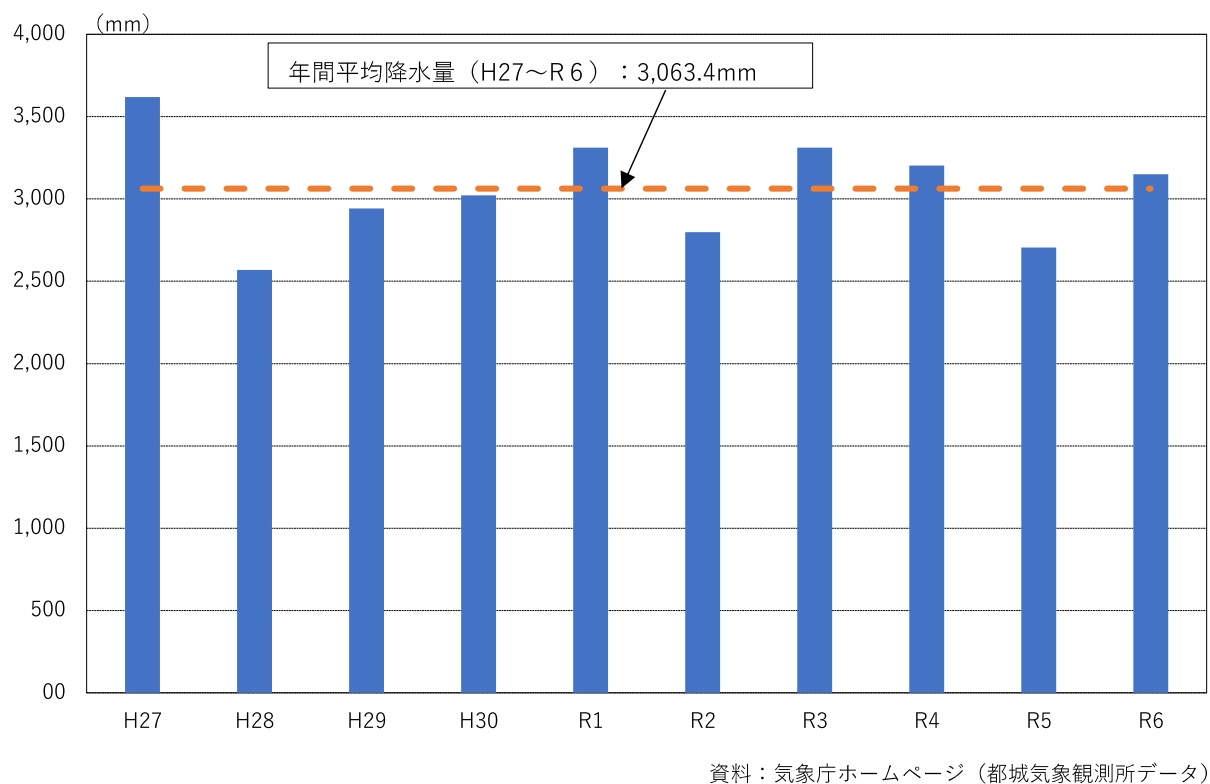
年度	年間降水量	年度	年間降水量
H27	3,619.0	R 2	2,799.0
H28	2,568.5	R 3	3,312.5
H29	2,943.0	R 4	3,202.5
H30	3,021.0	R 5	2,705.5
R 1	3,312.5	R 6	3,150.0
10年間平均		3,063.4	

資料：気象庁ホームページ（都城気象観測所データ）

◆図表2 - 1 - 5 雨温図（月平均値）の推移（平成27年～令和6年）



◆図表2 - 1 - 6 年間降水量の推移（平成27年～令和6年）

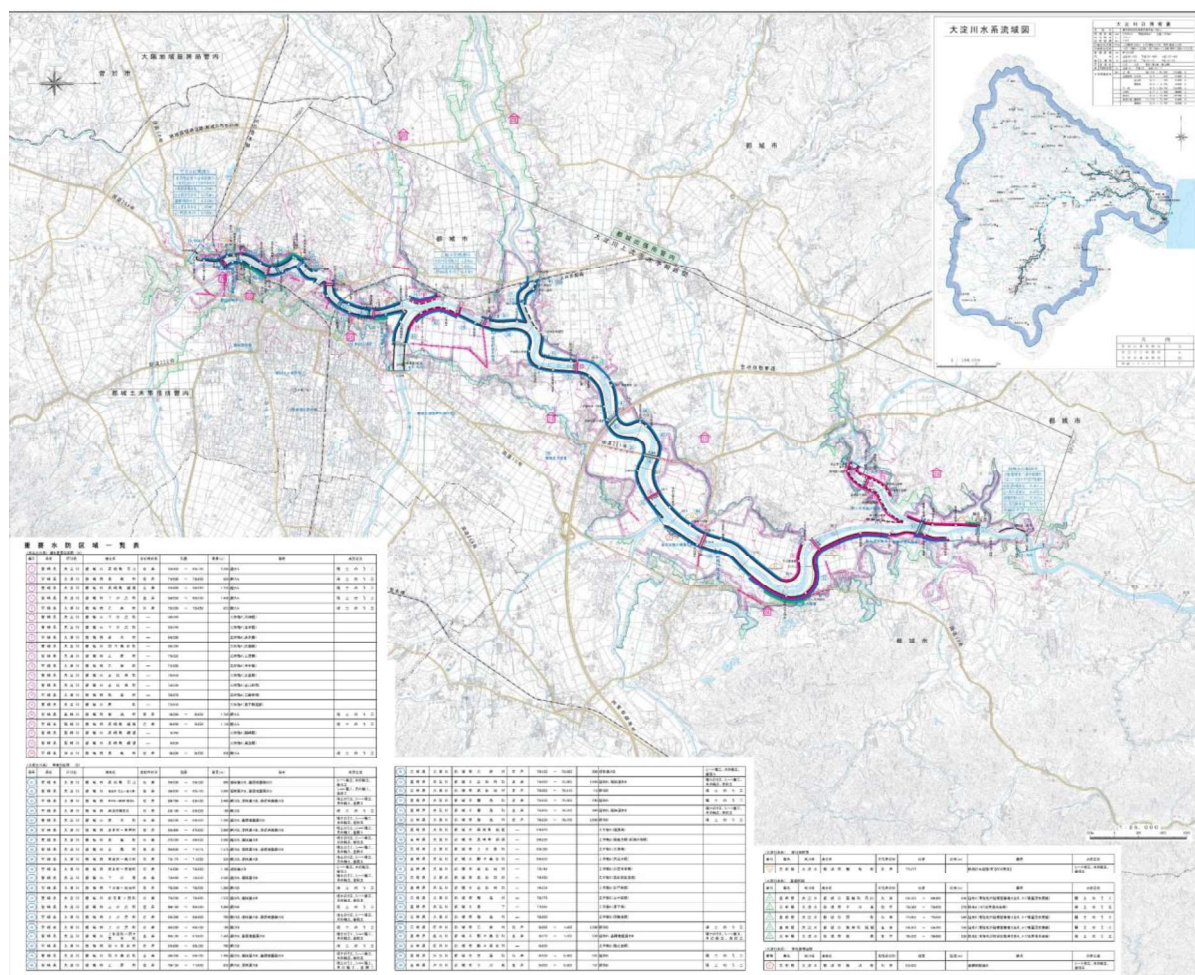


4 河川

大淀川水系（上流）流域を図表2-1-7に、都城市の主要河川概要を図表2-1-8に示す。

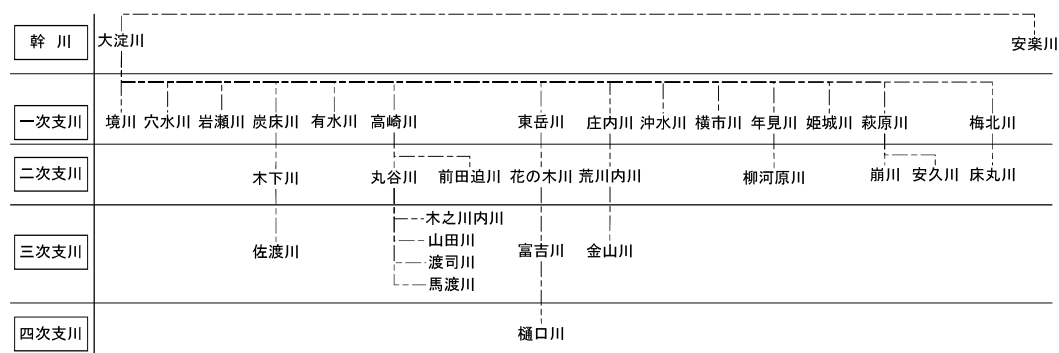
本市内を流れる河川は、大部分が大淀川水系に含まれている。大淀川は都城盆地の東側・西側の山岳部に水源があり、中央部へと流れる河川で構成されている。

◆图表2-1-7 大淀川水系（上流）流域



資料：宮崎河川国道事務所HP水防情報図

◆図表2-1-8 主要河川概要

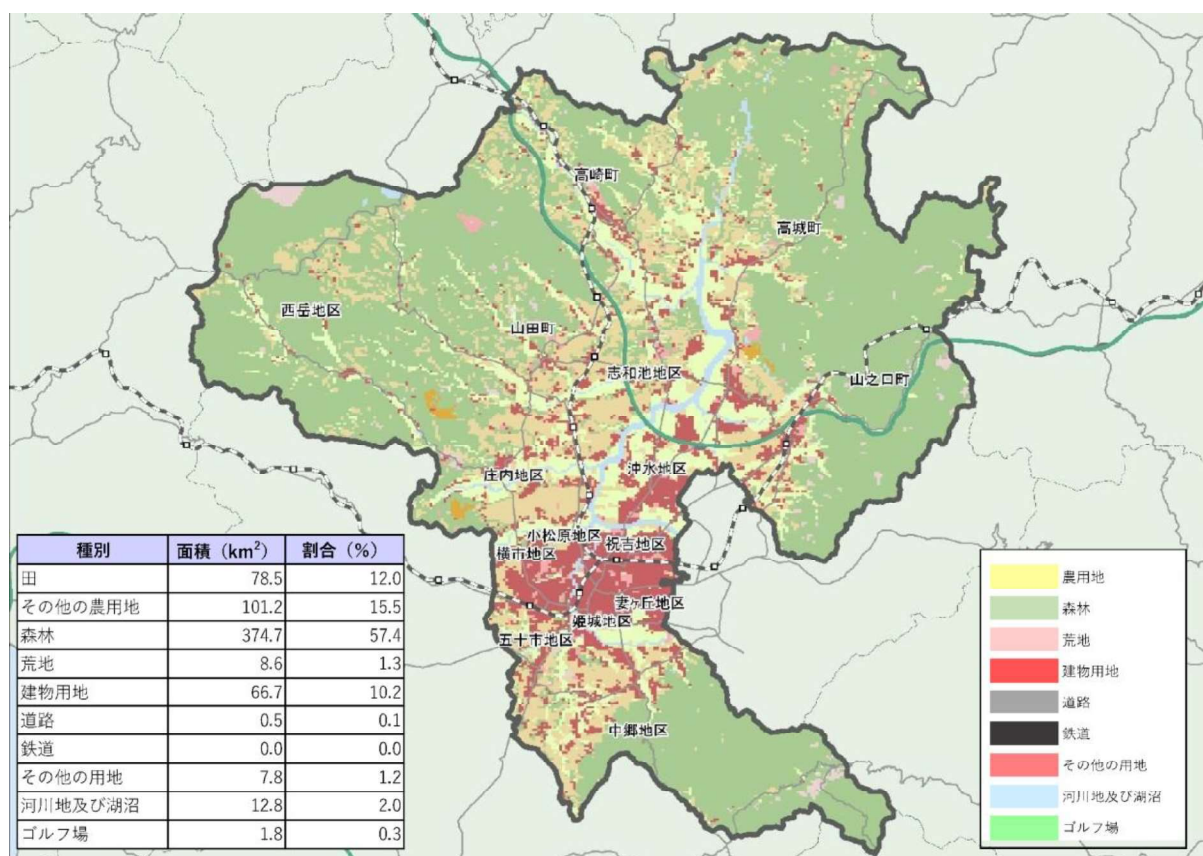


5 位置及び地勢

本市の土地利用状況を図表2 - 1 - 9に示す。

本市は総面積653.36km²で宮崎市と鹿児島市の間にあり、広大な都城盆地に位置している。本市域面積の57.4%を森林が占めており、次いで田を除く農用地が15.5%、田が12.0%、建物用地が10.2%となっている。本市の土壌は火山灰土壌、沖積土が主体であり、シラス・ボラ・赤ホヤが広く分布した特殊土壌地帯である。

◆図表2 - 1 - 9 土地利用状況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）をもとに作成

6 人口・世帯

(1) 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数の推移を図表2 - 1 - 10及び図表2 - 1 - 11、人口及び世帯数の経年変化を図表2 - 1 - 12に示す。

現住人口は減少傾向にあり、平成27年度の165,029人から令和6年度には159,570人となっており、この10年間で5,459人(-3.3%)が減少している。

一方で、世帯数は増加傾向にあり、平成27年度の69,965世帯から令和6年度には73,726世帯へと、この10年間で3,761世帯(+5.4%)増加している。

各年度の1世帯当たり人口(現住人口÷世帯数)を算出してみると、平成27年度の2.36人/戸から年々減少し、令和6年度には2.16人/戸へと推移し、この10年間で-0.20人/戸(-8.5%)となっている。これは、核家族化の進行や出生数の減少が要因の一つと考えられる。

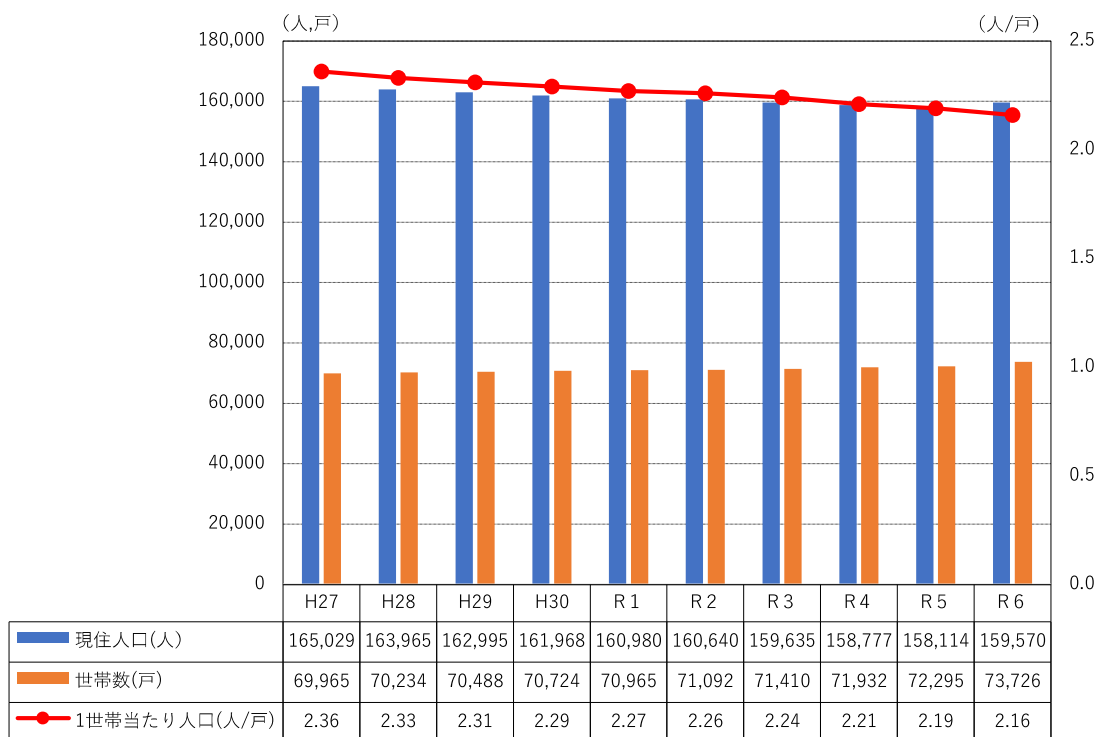
◆図表2 - 1 - 10 人口及び世帯数の推移

区分	人口(人)			世帯数 (戸)	1世帯当たり人口 (人/戸)
	総数	男	女		
H27	165,029	77,521	87,508	69,965	2.36
H28	163,965	77,070	86,895	70,234	2.33
H29	162,995	76,635	86,360	70,488	2.31
H30	161,968	76,164	85,804	70,724	2.29
R 1	160,980	75,678	85,302	70,965	2.27
R 2	160,640	75,308	85,332	71,092	2.26
R 3	159,635	75,001	84,700	71,410	2.24
R 4	158,777	74,667	84,274	71,932	2.21
R 5	158,114	74,327	83,787	72,295	2.19
R 6	159,570	75,128	84,442	73,726	2.16
増減 (H27比)	-5,459	-2,393	-3,066	3,761	-0.20
	-3.3%	-3.1%	-3.5%	5.4%	-8.5%

※：各年10月1日現在の現住人口

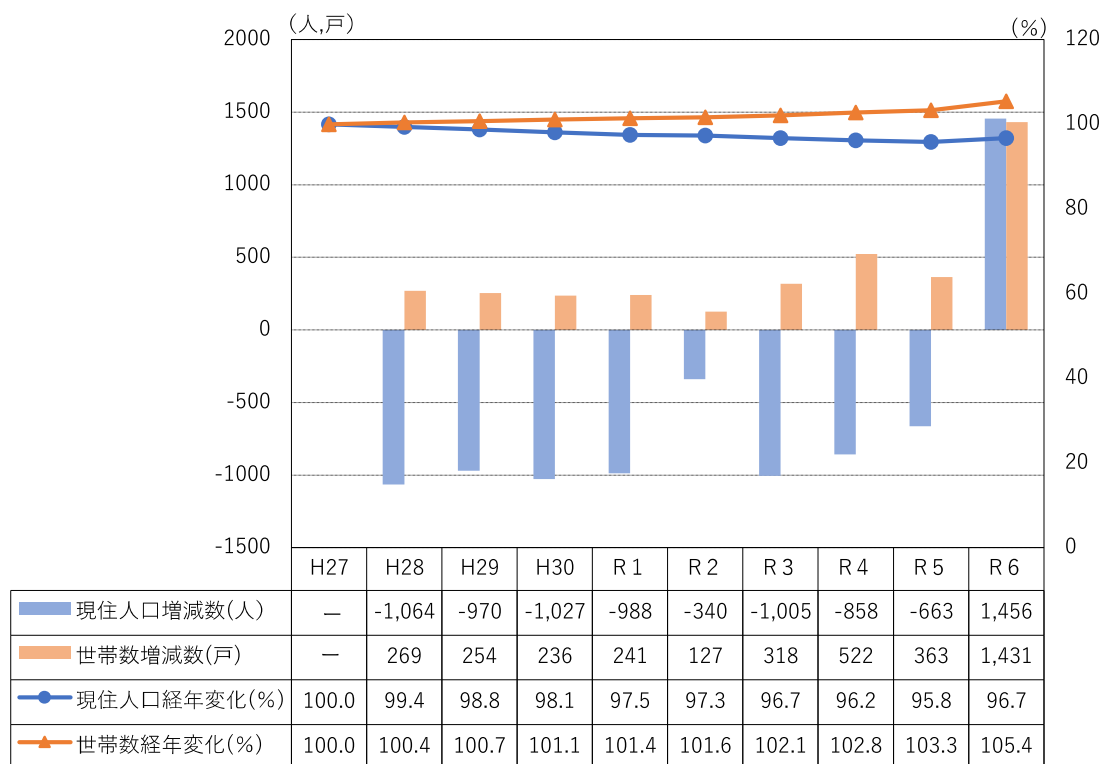
資料：都城市統計要覧

◆図表2 - 1 - 11 人口及び世帯数の推移



資料：都城市統計要覧

◆図表2 - 1 - 12 人口及び世帯数の経年変化



資料：都城市統計要覧

(2) 人口動態

人口動態の推移を図表2-1-13及び図表2-1-14に示す。

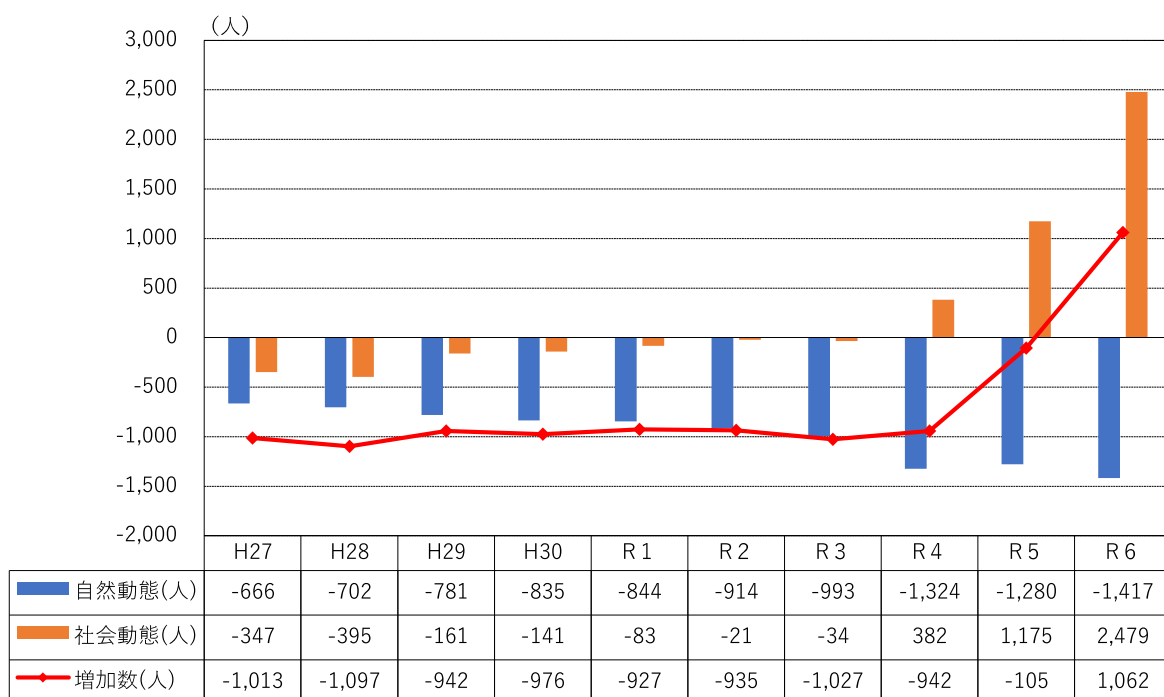
過去10年間の人口動態は、令和5年度までは減少傾向であったが、令和6年度では1,062人増加している。これは、令和4年度より移住者・定住者への補助の施策を実施したことが要因の一つと考えられる。

◆図表2-1-13 人口動態の推移

区分	自然動態(人)			社会動態(人)			増加数 (人)
	出生	死亡	増加数	転入	転出	増加数	
H27	1,506	2,172	-666	6,117	6,464	-347	-1,013
H28	1,450	2,152	-702	6,078	6,473	-395	-1,097
H29	1,417	2,198	-781	5,919	6,080	-161	-942
H30	1,364	2,199	-835	6,009	6,150	-141	-976
R 1	1,339	2,183	-844	6,078	6,161	-83	-927
R 2	1,293	2,207	-914	5,557	5,578	-21	-935
R 3	1,268	2,261	-993	5,518	5,552	-34	-1,027
R 4	1,170	2,494	-1,324	6,200	5,818	382	-942
R 5	1,130	2,410	-1,280	7,173	5,998	1,175	-105
R 6	1,063	2,480	-1,417	8,153	5,674	2,479	1,062

資料：都城市統計要覧

◆図表2-1-14 人口動態の推移



資料：都城市統計要覧

7 産業の動向

(1) 産業別就業人口

本市及び宮崎県全体の産業大分類による産業構成（就業者数及び割合）を図表2-1-15及び図表2-1-16に示す。

就業人口の構成は、一次産業が3.6%、二次産業が23.4%、三次産業が72.9%となっている。その中で就業者数が最も多い産業は、卸売業・小売業（15,654人）となっており、次いで、医療、福祉（14,169人）、製造業（12,467人）となっている。

◆図表2-1-15 本市及び宮崎県全体の産業構成

項目		宮崎県全体				都城市			
		事業所数 (ヶ所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数 (ヶ所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第1次産業	農業・林業	1,329	2.7	13,896	3.1	278	3.6	2,810	3.6
	小計	1,329	2.7	13,896	3.1	278	3.6	2,810	3.6
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	12	0.0	114	0.0	2	0.0	22	0.0
	建設業	4,860	9.9	34,153	7.7	734	9.4	5,545	7.2
	製造業	2,795	5.7	59,990	13.4	501	6.4	12,467	16.2
	小計	7,667	15.7	94,257	21.1	1,237	15.8	18,034	23.4
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	151	0.3	1,621	0.4	27	0.3	252	0.3
	情報通信業	347	0.7	5,534	1.2	31	0.4	404	0.5
	運輸業、郵便業	892	1.8	20,321	4.6	155	2.0	3,829	5.0
	卸売業、小売業	12,268	25.1	90,051	20.2	2,019	25.8	15,654	20.3
	金融業、保険業	853	1.7	10,185	2.3	124	1.6	1,232	1.6
	不動産業、物品賃貸業	2,029	4.1	7,239	1.6	312	4.0	1,065	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業	2,006	4.1	9,904	2.2	307	3.9	1,663	2.2
	宿泊業、飲食サービス業	6,509	13.3	35,959	8.1	906	11.6	5,434	7.1
	生活関連サービス業、娯楽業	4,815	9.8	18,477	4.1	787	10.1	2,919	3.8
	教育、学習支援業	1,474	3.0	15,683	3.5	325	4.2	3,720	4.8
	医療、福祉	4,794	9.8	83,484	18.7	776	9.9	14,169	18.4
	複合サービス事業	413	0.8	4,598	1.0	66	0.8	1,024	1.3
	サービス業（他に分類されないもの）	3,393	6.9	34,894	7.8	466	6.0	4,831	6.3
	小計	39,944	81.6	337,950	75.8	6,301	80.6	56,196	72.9
総数		48,940	100.0	446,103	100.0	7,816	100.0	77,040	100.0

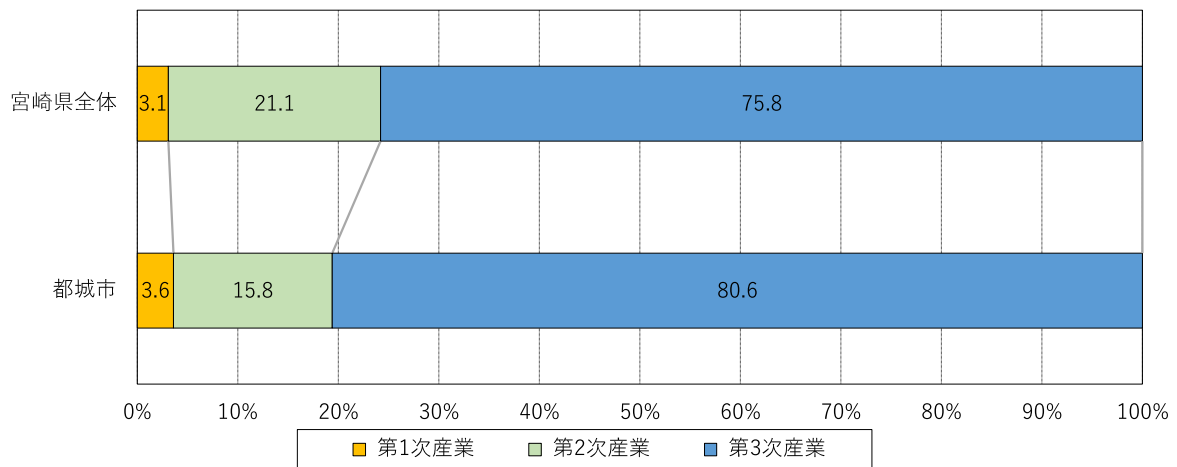
※1：公務及び分類不能を除く。

※2：四捨五入の端数により100%にならない場合がある。

（令和3年6月1日現在）

資料：経済産業省『経済センサス活動調査（公務及び分類不能を除く）』

◆図表2 - 1 - 16 本市及び宮崎県全体の産業構成



(令和3年6月1日現在)

資料：経済産業省『経済センサス活動調査（公務及び分類不能を除く）』

(2) 工業

本市の従業者規模別製造事業所数・従業者数を図表2 - 1 - 17に、産業（中分類）別製造事業所数・従業者数・製造品出荷額等を図表2 - 1 - 18示す。

従業者数は過去5年横ばいで、事業所数は減少傾向にある。

◆図表2 - 1 - 17 従業者規模別製造事業所数・従業者数（従業員4人以上の事務所）

項目	総数		4～9人		10～19人		20～29人		30～99人		100～299人		300人以上	
	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)
平成28年	279	11,199	101	597	62	892	28	676	69	3,848	15	2,757	4	2,429
平成29年	266	12,245	72	446	64	913	39	923	62	3,467	25	4,001	4	2,495
平成30年	269	12,119	76	483	60	850	44	1,050	60	3,326	26	4,271	3	2,139
令和元年	263	12,090	73	443	58	826	43	1,055	56	2,893	30	4,772	3	2,101
令和2年	247	11,743	65	408	56	789	39	941	56	2,963	28	4,469	3	2,173
令和3年	247	11,583	62	392	56	761	43	1,038	59	3,172	23	3,758	4	2,462
令和4年	240	11,701	57	358	61	834	37	894	50	2,501	32	4,945	3	2,169
令和5年	241	11,744	58	371	56	781	42	999	52	2,678	30	4,760	3	2,155

(各年6月1日現在)

資料：平成28年、令和3年『経済センサス活動調査』、平成29～令和2年 経済産業省『工業統計調査』、令和4,5年 総務省及び経済産業省『製造業事業所調査』

◆図表2 - 1 - 18 産業（中分類）別製造事業所数・従業者数・製造品出荷額等

項目	事業所数 (ヶ所)	従業者		従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
		10人～299人	300人以上		
総数	247	181	4	11,583	42,652,332
食料品製造業	68	50	1	3,587	14,023,208
飲料・たばこ・飼料製造業	21	18	-	726	8,737,534
繊維工業	19	14	1	1,055	1,283,552
木材・木製品製造業（家具を除く）	25	22	-	859	1,693,242
家具・装備品製造業	8	5	-	128	118,034
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	-	21	-
印刷・同関連業	8	5	-	257	291,002
化学工業	2	-	-	14	-
石油製品・石炭製品製造業	1	1	-	11	-
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	4	3	-	162	218,012
ゴム製品製造業	2	1	1	1,688	-
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1	-	11	-
窯業・土石製品製造業	17	13	-	417	1,374,515
鉄鋼業	4	2	-	68	399,310
金属製品製造業	24	14	-	435	902,127
はん用機械器具製造業	3	3	-	128	211,570
生産用機械器具製造業	11	8	-	299	566,850
業務用機械器具製造業	2	1	-	53	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	2	1	574	1,058,145
電気機械器具製造業	9	7	-	319	725,447
輸送用機械器具製造業	4	4	-	467	356,573
その他の製造業	10	6	-	304	1,111,877

（令和3年6月1日現在）

資料：情報政策課『経済センサス-活動調査』

(3) 農業

農家数の推移を図表2 - 1 - 19、経営耕地面積の推移（農家）を図表2 - 1 - 20、家畜の飼養・農家数及び飼養頭羽数を図表2 - 1 - 21に示す。

本市の農業は、高齢化、兼業化が進んでおり、農家数は年々減少している。

◆図表2 - 1 - 19 農家数の推移

(単位：戸)

項目	総農家	販売農家	新設農家	自給的農家	対前回増減	
					実数	増減率(%)
平成 22 年	8,604	4,994	13	3,610	-1,223	-12
平成 27 年	6,581	3,529	31	3,052	-2,023	-24
令和 2 年	5,460	2,754	-	2,706	-1,121	-17

(令和2年2月1日現在)

資料：「農林業センサス」(農林水産省)

◆図表2 - 1 - 20 経営耕地面積の推移（農家）

(単位：a)

項目	総農家経営耕地面積		販売農家耕地面積					自給的農家耕地面積	
	経営耕地	耕作放棄地	経営耕地				耕作放棄地	経営耕地	耕作放棄地
				田	畑	樹園地			
平成 22 年	891,394	44,183	824,092	397,631	414,710	11,751	23,184	67,302	20,999
平成 27 年	731,913	43,617	675,339	333,092	334,719	7,528	23,492	56,574	20,125
令和 2 年	664,316	-	615,896	-	-	-	-	48,420	-

(令和2年2月1日現在)

資料：「農林業センサス」(農林水産省)

◆図表2 - 1 - 21 家畜の飼養・農家数及び飼養頭羽数

項目		単位	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
乳用牛	飼養戸数	戸	126	119	116	114	110	104	99	93
	飼養頭数	頭	8,085	7,299	7,274	7,350	7,430	7,156	6,961	6,907
肉用牛	総数	頭	5,278	4,932	4,917	4,825	4,826	4,915	4,803	4,787
	総数	戸	1,368	1,349	1,290	1,246	1,182	1,092	945	903
	繁殖経営	戸	1,227	1,205	1,150	1,093	1,029	930	856	770
	肥育経営	戸	78	79	78	87	82	80	89	81
	一貫経営	戸	63	65	62	66	71	82	60	52
	繁殖牛	頭	34,118	34,786	34,019	35,102	36,235	36,263	37,027	35,651
	仔牛	頭	12,761	12,545	11,935	13,010	13,176	13,274	13,838	13,649
	肥育牛	頭	22,921	22,912	22,874	23,583	23,686	24,905	25,388	28,087
	肉専用種	頭	22,210	22,377	22,349	23,026	23,151	24,363	25,277	25,319
	乳用種	頭	711	535	525	557	535	542	111	4
豚	飼養戸数	戸	91	85	77	75	71	74	65	57
	飼養頭数	頭	372,798	389,129	388,237	381,020	356,883	357,164	335,437	341,839
採卵鶏	飼養戸数	戸	18	18	18	18	20	21	17	15
	飼養羽数	千羽	469	471	470	464	462	459	451	446
ブロイラー	飼養戸数	戸	123	122	126	126	126	114	120	122
	飼養羽数	千羽	7,721	7,930	7,919	7,968	8,198	8,146	8,152	8,162
農用馬繁殖	飼養戸数	戸	5	5	5	5	4	4	4	4
	飼養頭数	頭	11	20	20	20	16	14	14	15
	肥育馬頭数	頭	74	69	75	75	69	92	81	68
軽種馬	飼養戸数	戸	4	4	4	4	3	3	3	4
	飼養頭数	頭	47	47	47	51	25	31	29	28

(令和2年2月1日現在)

資料：「農林業センサス」(農林水産省)

8 林業

国有林野面積を図表2 - 1 - 22に、民有林野面積を図表2 - 1 - 23に示す。

また、本市の森林面積は国有林、民有林共に横ばいで推移している。

◆図表2 - 1 - 22 国有林野面積

(単位：ha)

項目	国有林野	人工林			天然林	竹林	林地以外 の土地	無立木地
			針葉樹	広葉樹				
平成 28 年	18,785	12,398	11,166	1,232	5,721	1	528	138
平成 29 年	18,785	12,398	11,166	1,232	5,721	1	528	138
平成 30 年	18,779	12,229	10,895	1,334	5,877	1	538	135
令和 元 年	18,779	12,229	10,895	1,334	5,877	1	538	135
令和 2 年	18,780	12,229	10,895	1,334	5,877	1	538	135
令和 3 年	18,780	12,229	10,895	1,334	5,877	1	538	135
令和 4 年	18,780	12,229	10,895	1,334	5,877	1	538	135
令和 5 年	18,777	12,090	10,676	1,414	5,956	1	555	175

※1：公有林野等官行造林地は含まない。

※2：内訳と計は必ずしも一致しない。

(各年 3 月31日現在)

資料：宮崎県統計調査課『宮崎県統計年鑑』

◆図表2 - 1 - 23 民有林野面積

(単位：ha)

項目	民有林野	人工林			天然林			竹地	無立木地
			針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹		
平成 28 年	17,316	13,473	12,922	551	3,134	11	3,122	366	343
平成 29 年	17,397	13,169	12,497	672	3,320	10	3,310	492	416
平成 30 年	17,397	13,169	12,497	672	3,320	10	3,310	492	416
令和 元 年	17,397	13,169	12,497	672	3,320	10	3,310	492	416
令和 2 年	17,397	13,169	12,497	672	3,320	10	3,310	492	416
令和 3 年	17,397	13,169	12,497	672	3,320	10	3,310	492	416
令和 4 年	17,409	13,147	12,438	709	3,496	10	3,486	489	277
令和 5 年	17,409	13,147	12,438	709	3,496	10	3,486	489	277

※1：公有林野等官行造林地は含まない。

※2：内訳と計は必ずしも一致しない。

(各年 3 月31日現在)

資料：宮崎県統計調査課『宮崎県統計年鑑』

9 事業所及び従業者数

本市の事業所及び従業者数を図表2 - 1 - 24に示す。

令和3年度の本市の卸売、小売業の商店数は1,773店、従業者数13,537人であり、平成24年と比較すると、商店数は45店減少しており、従業者数は2,022人増加している。

◆図表2 - 1 - 24 本市の事業所数及び従業員数（全産業）

項目	平成24年			平成26年			平成28年			令和3年		
	商店数 (ヶ所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商店数 (ヶ所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商店数 (ヶ所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商店数 (ヶ所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
総数	1,818	11,515	351,306	1,731	12,117	372,530	1,855	13,477	464,393	1,773	13,537	489,831
卸売業	432	3,346	208,011	408	3,101	197,987	421	3,355	271,060	429	3,467	289,953
各種商品	3	14	684	2	18	—	2	21	—	1	16	—
繊維・衣服等	18	85	1,856	13	68	—	12	54	1,336	12	44	725
飲食料品	100	742	51,451	118	1,180	93,809	127	1,217	89,292	101	1,188	111,805
建築材料、鉱物・金属材料等	48	368	17,433	94	691	42,628	102	781	44,360	110	786	48,876
機械器具	87	460	16,806	91	531	22,531	95	618	28,794	111	736	37,219
その他	87	460	16,806	90	613	37,126	83	664	—	94	697	—
小売業	1,386	8,169	143,295	1,323	9,016	174,543	1,434	10,122	193,333	1,344	10,070	199,878
各種商品	4	494	7,191	6	421	67,870	7	279	5,102	10	418	7,708
織物・衣服・身の回り品	151	625	8,881	148	682	9,879	166	783	11,808	140	589	8,636
飲食料品	421	3,010	40,704	400	3,641	55,390	423	3,971	61,515	383	4,037	59,809
機械器具	214	1,082	25,698	202	1,135	32,091	237	1,340	39,421	235	1,313	33,484
その他	537	2,568	51,423	512	2,880	64,040	555	3,288	67,882	519	3,117	72,350
無店舗	59	390	9,398	55	257	6,355	46	461	7,605	57	596	17,890

※：飲食店を除く

※：令和元年経済センサス基礎調査では、従業者数は未調査

（各年6月1日現在、平成26年は7月1日現在）

資料：情報政策課『商業統計調査』、『経済センサス-活動調査』

10 観光

本市の主要観光施設における入込客数の推移を図表2 - 1 - 25に、都城市の観光客数の動向を図表2 - 1 - 26示す。

本市は、霧島錦江湾国立公園に含まれる御池地区と母智丘関之尾県立自然公園等、自然資源に恵まれている。令和5年度にオープンした「道の駅NiQLL」には初年度で約110万人の入込客となっており、本市の新たな観光施設となっている。

◆図表2 - 1 - 25 主要観光施設における入込客数の推移

(単位：人)

県内 順位	施設名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
3 (-)	道の駅都城NiQLL	—	—	—	—	1,100,315
17 (12)	高千穂牧場	408,535	295,121	306,047	349,769	355,363

※1：順位欄の（ ）中の数値は、令和4年の順位

※2：「道の駅 都城NiQLL」は令和5年4月22日にプレオープン、令和5年11月11日にグランドオープンしたため、令和4年以前は「—」と表示。

資料：宮崎県観光入込客統計調査（各市町村調べ）

◆図表2 - 1 - 26 都城市の観光客数の動向

(単位：人)

項目		都城市	宮崎県
県外客	令和4年	368,708	6,412,922
	令和5年	588,243	8,288,909
	前年比	159.5%	129.3%
県内客	令和4年	855,682	11,613,152
	令和5年	1,341,010	13,655,692
	前年比	156.7%	117.6%
合計	令和4年	1,224,930	18,026,074
	令和5年	1,929,253	21,944,601
	前年比	157.5%	121.7%

資料：宮崎県観光入込客統計調査（各市町村調べ）

2-2 地域の概要（都市環境）

1 都市計画

都市計画区域の用途地域別指定状況を図表2-2-1に、都市計画図を図表2-2-2に示す。

旧都城市では、昭和45年11月27日に市街化区域、市街化調整区域を設定し、都市化と農村整備を推進してきたが、均衡のとれた地域振興を図るため、昭和63年4月22日に区域区分の廃止を行っている。なお、用途地域については昭和48年6月20日から地域指定を行い、現在までその面積を拡大している。

◆図表2-2-1 都市計画区域の用途地域別指定状況（その1）

（1）用途地域

項目			面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域			16,818	100.0
用途地域	用途地域		2,853	17.0
	住居系	第一種低層住居専用地域	224	1.3
		第二種低層住居専用地域	-	-
		第一種中高層住居専用地域	571	3.4
		第二種中高層住居専用地域	133	0.8
		第一種住居地域	866	5.1
		第二種住居地域	235	1.4
		準住居地域	30	0.2
		田園住居地域	-	-
	商業系	近隣商業地域	147	0.9
		商業地域	62	0.4
	工業系	準工業地域	389	2.3
		工業地域	75	0.4
		工業専用地域	122	0.7
	用途地域外		13,966	83.0

※：四捨五入の端数により100%にならない場合がある。

（令和6年3月31日現在）

資料：都市計画課

◆図表2-2-1 都市計画区域の用途地域別指定状況（その2）

（2）特別用途地区

項目		面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	特別用途地区	580	100.0
	第一種住居地域土地利用誘導地区①	162	27.9
	第一種住居地域土地利用誘導地区②	47	8.1
	第一種住居地域土地利用誘導地区③	70	12.1
	第二種住居地域土地利用誘導地区	22	3.8
	準住居緩衝地帯土地利用誘導地区	33	5.7
	準工業沖水十号沿線土地利用誘導地区	103	17.8
	準工業緩衝地帯土地利用誘導地区	119	20.5
	生活拠点工業緩衝地帯土地利用誘導地区	24	4.1

※：四捨五入の端数により100%にならない場合がある。

（令和6年3月31日現在）

資料：都市計画課

◆図表2-2-1 都市計画区域の用途地域別指定状況（その3）

（3）特定用途制限地域

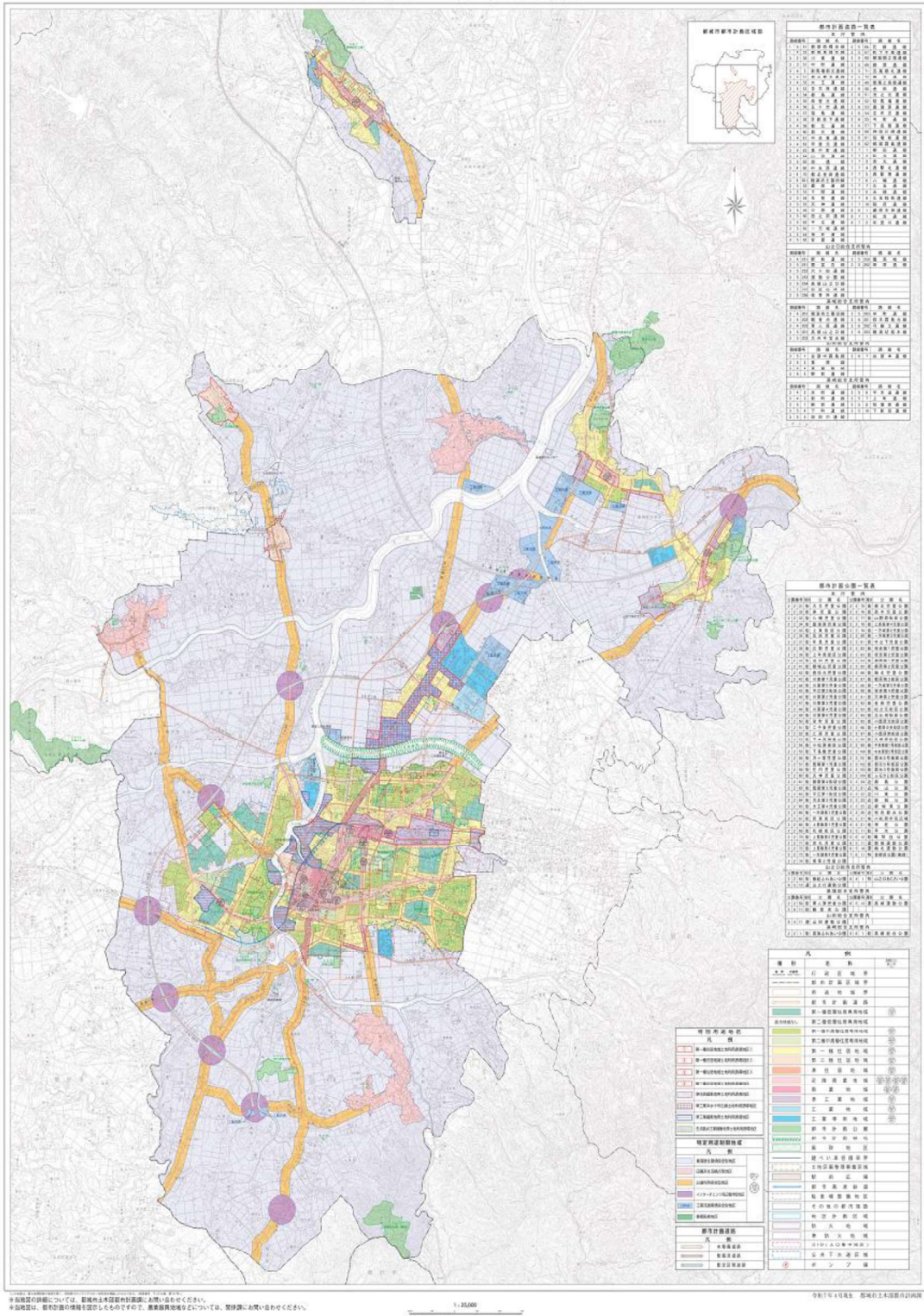
項目		面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	用途地域外(特定用途制限地域)	12,886	100.0
	集落環境保全型地区	11,019	85.5
	田園系生活拠点型地区	400	3.1
	沿道利用保全型地区	986	7.7
	インターチェンジ周辺整序型地区	266	2.1
	工業流通業務保全型地区	210	1.6
	健康医療地区	5	0.0

※：四捨五入の端数により100%にならない場合がある。

（令和6年3月31日現在）

資料：都市計画課

◆図表2-2-2 用途地域指定状況



(令和6年3月31日現在)

資料：都市計画課

2 都市施設（生活排水処理施設以外）

（1）上水道・簡易水道

上水道給水人口・配水量の推移を図表2-2-3に、簡易水道給水人口・配水量の推移を図表2-2-4に示す。

◆図表2-2-3 上水道給水人口・配水量の推移

項目	年度末 給水人口 (人)	年度末 給水戸数 (戸)	年度末 給水栓数 (個)	年間配水量 (m³)	一日最大 配水量 (m³)	一日平均 配水量 (m³)	年間給水量 (m³)	一日平均 給水量 (m³)	一日一人当たりの 給水量 (L/人・日)
平成 28 年度	153,497	72,387	81,922	18,385,236	56,110	50,371	16,186,933	44,348	289
平成 29 年度	152,776	72,744	81,983	18,378,933	57,559	50,353	16,212,444	44,418	291
平成 30 年度	151,988	73,033	83,334	18,061,051	55,401	49,482	16,012,960	43,871	289
令和 元 年度	151,370	73,476	84,851	18,090,133	55,042	49,427	15,869,396	43,359	286
令和 2 年度	150,766	73,993	86,608	17,980,232	56,862	49,261	15,988,973	43,805	291
令和 3 年度	149,659	71,396	87,222	17,871,988	53,230	48,964	15,989,582	43,807	293
令和 4 年度	148,947	71,656	88,077	17,732,868	56,961	48,583	15,822,744	43,350	291
令和 5 年度	150,808	72,250	88,757	17,815,312	52,676	48,676	15,679,598	42,840	284
平均	151,226	72,617	85,344	18,039,469	55,480	49,390	15,970,329	43,725	289

資料：上下水道局総務課

◆図表2-2-4 簡易水道給水人口・配水量の推移

項目	年度末 給水人口 (人)	年度末 給水戸数 (戸)	年度末 給水栓数 (個)	年間配水量 (m³)	一日最大 配水量 (m³)	一日平均 配水量 (m³)	年間給水量 (m³)	一日平均 給水量 (m³)
平成 28 年度	8,230	3,543	4,276	1,490,847	5,923	4,084	1,209,669	3,315
平成 29 年度	8,034	3,519	4,453	1,471,817	5,923	4,033	1,157,357	3,171
平成 30 年度	7,889	3,521	4,465	1,460,591	5,697	4,002	1,165,241	3,192
令和 元 年度	7,444	3,692	4,283	1,369,188	4,348	3,741	1,089,876	2,978
令和 2 年度	7,294	3,654	4,203	1,376,050	4,488	3,770	1,096,139	3,003
令和 3 年度	7,168	3,358	4,227	1,338,088	4,369	3,666	1,055,206	2,891
令和 4 年度	7,051	3,346	4,202	1,337,933	5,237	3,666	1,063,326	2,913
令和 5 年度	6,994	3,309	4,188	1,357,014	4,659	3,707	1,054,461	2,881

資料：上下水道局総務課

(2) 工業用水道

本市では、工業用水道を整備していない。

(3) 一般廃棄物処理状況

本市では、一般廃棄物（可燃物、不燃物）を図表2-2-5に示す施設で処理・処分している。

◆図表2-2-5 一般廃棄物処理状況

処理対象物	施設名
可燃物	都城市クリーンセンター（処理能力：230t/日）
不燃物	都城市一般廃棄物最終処分場 都城市リサイクルプラザ

(4) 産業廃棄物処理施設

本市では、市内業者等が産業廃棄物の処理・処分を行っている。

(5) 公園緑地等

公園数及び面積を図表2-2-6に示す。

◆図表2-2-6 公園数及び面積

(1) 公園数

(単位：ヶ所)

項目	公園数									その他の公園
		都市公園								
			総合公園	運動公園	特殊公園	近隣公園	街区公園	地区公園	都市緑地	
令和 3 年度	293	119	4	5	2	13	91	2	2	174
令和 4 年度	295	119	4	5	2	13	91	2	2	176
令和 5 年度	295	119	4	5	2	13	91	2	2	176
令和 6 年度	299	119	4	5	2	13	91	2	2	180

(2) 公園の面積

(単位：ヶ所)

項目	公園数									その他の公園
		都市公園	総合公園	運動公園	特殊公園	近隣公園	街区公園	地区公園	都市緑地	
令和 3 年度	615.68	392.66	154.89	59.68	55.75	26.78	26.79	7.72	61.05	223.02
令和 4 年度	615.98	392.66	154.89	59.68	55.75	26.78	26.79	7.72	61.05	223.32
令和 5 年度	615.71	392.39	154.89	59.68	55.75	26.78	26.52	7.72	61.05	223.32
令和 6 年度	615.79	392.39	154.89	59.68	55.75	26.78	26.52	7.72	61.05	223.40

※1：その他の公園とは、上記以外の公園及び開発行為により設置され市に移管された緑地をいう。

※2：自然公園及び児童遊園は含まない。

(各年12月31日現在)

資料：道路公園課

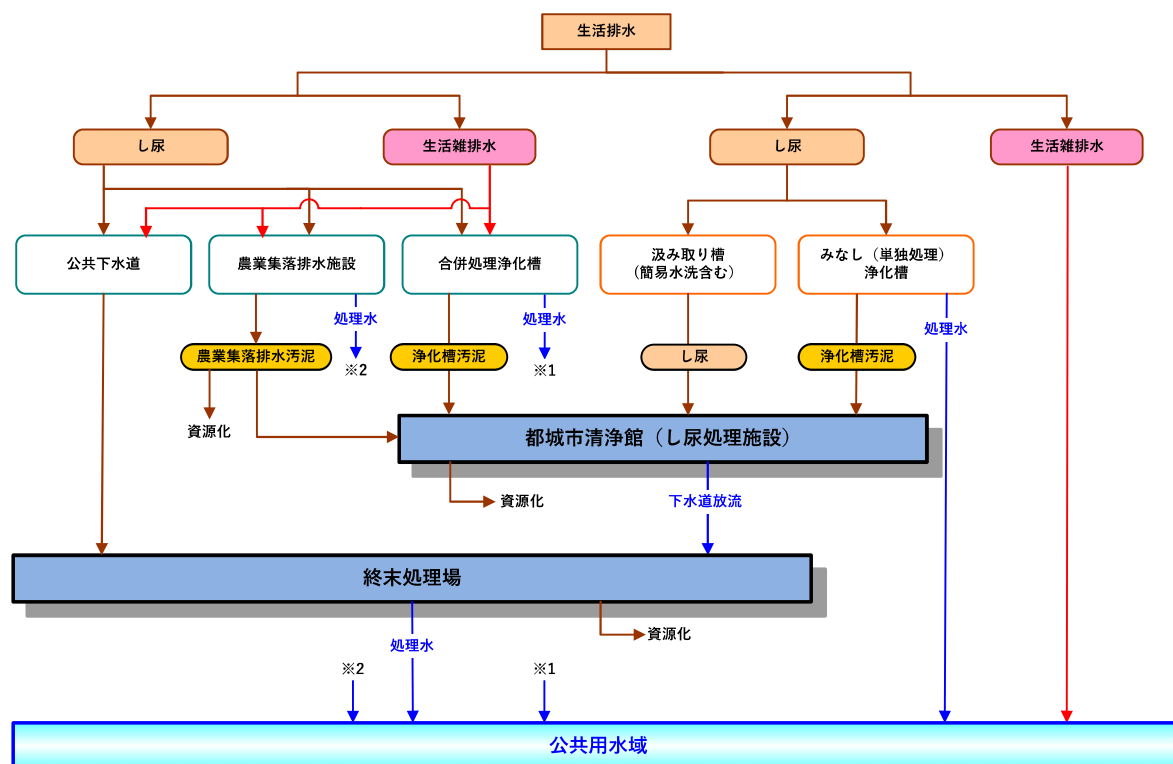
2 - 3 生活排水処理施設整備状況

1 生活排水処理・処分体系

生活排水処理・処分体系を図表2 - 3 - 1に、処理施設の対象となる生活排水及び処理主体を図表2 - 3 - 2に示す。

本市の生活排水は地域の特性と各污水处理施設の特徴を踏まえ、「公共下水道」、「農業集落排水施設」及び「合併処理浄化槽」によって処理している。また、污水处理施設が整備されていない場合、「みなし浄化槽（単独処理浄化槽）」及び「汲み取り槽（簡易水洗含む）」でし尿のみを処理し、生活雑排水は公共用水域に放流している。なお、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥、農業集落排水施設から発生する農業集落排水汚泥及び汲み取りし尿は都城市清浄館で処理しており、処理工程で発生する汚泥は脱水後、資源化を行っている。

◆図表2 - 3 - 1 生活排水処理・処分体系



※：平成12年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としているが、本市では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとする。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

◆図表2 - 3 - 2 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体

処理施設	対象となる生活排水の種類			処理主体
	し尿	生活雑排水	浄化槽汚泥	
公共下水道	○	○	－	本市
農業集落排水施設	○	○	－	本市
コミュニティ・プラント	－	－	－	－
合併処理浄化槽	○	○	－	本市、個人等
単独処理浄化槽	○	－	－	個人等
都城市清浄館	○	－	○	本市

【凡例】 ○：該当あり －：該当なし

2 汚水処理施設整備事業の種類

本市の汚水衛生処理施設整備事業の種類を図表2 - 3 - 3に示す。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽設置整備事業を実施している。

◆図表2 - 3 - 3 汚水衛生処理施設整備事業の種類



：左記の色付けをしているものは、本市で採用している汚水処理施設である。

3 生活排水施設の整備状況

(1) 下水道の整備状況

下水道の整備状況を図表2-3-4に示す。

本市の下水道整備状況は、旧都城市において、昭和35年から当該事業に着手し、昭和47年に中央終末処理場（供用当時は宮丸終末処理場という名称）、平成8年に都城浄化センター（清流館）が供用を開始している。また旧4町では、平成7年及び平成8年に事業着手、終末処理場の供用開始が平成15年及び平成16年となっている。

令和6年度末時点の普及率は44.60%（旧都城市47.35%、旧山之口町46.42%、旧高城町28.07%、旧山田町36.73%、旧高崎町23.97%）となっている。

◆図表2-3-4 下水道の整備状況

区分	処理区名	終末処理場名	流域名	事業着手年度	事業計画面積 (ha)	供用開始 (年月日)	普及状況（令和6年度末）		
							行政人口	処理人口	普及率
							①（人）	②（人）	②/①
旧都城市	中央	中央終末処理場	大淀川、年見川、高崎川、丸谷川、庄内川、萩原川、梅北川、横市川、沖水川、安楽川	昭和35年	638.8	S47.8.1	—	19,186	—
	都城	都城浄化センター（清流館）		昭和63年	1,262.8	H8.4.1	—	43,351	—
	計			—	—	—	132,066	62,537	47.35%
旧山之口町	山之口	山之口浄化センター	花の木川、東岳川、境川、永野川	平成7年	157.0	H15.7.1	5,707	2,649	46.42%
旧高城町	高城	高城浄化センター	大淀川、東岳川、花の木川、有水川、穴水川	平成7年	193.2	H15.3.31	9,795	2,749	28.07%
旧山田町	山田	山田浄化センター	木之川内川、山田川、丸谷川	平成8年	99.0	H15.3.31	6,570	2,413	36.73%
旧高崎町	高崎	高崎浄化センター	大淀川、岩瀬川、炭床川、高崎川	平成8年	140.0	H16.3.30	7,794	1,868	23.97%
合計（現都城市）		—	—	—	—	—	161,932	72,216	44.60%

(2) し尿処理施設の整備状況

し尿処理施設の整備状況を図表2-3-5に示す。

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥等は、本市が管理・運営する都城市清浄館で処理している。

◆図表2 - 3 - 5 都城市清浄館の概要

項目		内容
施設の名称		都城市清浄館
施設所管		都城市上下水道局下水道課
所在地		宮崎県都城市吉尾町2544番地 1
建設経過	着工	平成 4 年 1 月
	竣工	平成 6 年 5 月
	増改築等	令和 2 年 9 月～令和 5 年 3 月で基幹的設備改良工事を実施
設計・施工		設計・施工：クボタ環境エンジニアリング株式会社
処理能力		200kL/日
処理方式		前処理（脱水）＋希釈+下水道放流

（３）農業集落排水施設の整備状況

農業集落排水施設の整備状況を図表2 - 3 - 6に示す。

本市では、農業集落排水施設の整備を旧都城市において、昭和61年度から平成16年度までに実施している。また旧 4 町では、平成 3 年度から平成18年度までに整備しており、市内すべての地区で供用が開始されている。

◆図表2 - 3 - 6 農業集落排水施設の整備状況

区分	事業 主体名 (地区名)	流域名	計画値		接続人口実績値(人)		事業年度	供用開始	処理方式	管路延長 (km)
			計画人口 (人)	計画汚水量 日平均 (m ³ /日)	令和 2 年度	令和 6 年度				
旧都城市	上水流	大淀川	1,200	396	810	840	昭和61～平成元年度	S63	土壌被覆型接 触ばっ気法	9.4
	安久	萩原川	3,530	1,165	2,900	2,913	平成6～14年度	H10	JARUS-XI型	29.2
	平田	庄内川	1,030	340	677	687	平成10～16年度	H16	JARUS-XIV型	10.3
旧山之口町	麓	東岳川	850	281	481	436	平成3～6年度	H 6	JARUS-III型	7.5
	中原正近	花の木川	890	294	613	566	平成6～9年度	H 9	JARUS-II型	9.4
	下富吉	花の木川	1,210	399	629	611	平成9～13年度	H12	JARUS-XIV型	11.4
旧高城町	横手原中	花の木川	520	172	455	417	平成3～4年度	H 5	JARUS-III型	4.9
	桜木宝光	東岳川	1,720	568	1,519	1,528	平成6～12年度	H12	JARUS-XI型	14.1
	石山	大淀川	2,690	888	1432	1322	平成10～18年度	H16	JARUS-XIV型	22
旧山田町	竹脇	丸谷川	1,500	495	956	893	平成6～12年度	H12	JARUS-XI型	17.2
	万ヶ塚	木之川内川	710	234	580	522	平成9～13年度	H13	JARUS-III型	5.9
旧高崎町	町倉	高崎川	1,200	396	730	662	平成7～13年度	H13	JARUS-XI型	13.3
合計（現都城市）			—	—	11,782	11,397	—	—	—	—

(4) 漁業集落排水施設の整備状況

本市では、漁業集落排水施設を整備していない。

(5) コミュニティ・プラントの整備状況

本市では、コミュニティ・プラントを整備していない。

(6) 浄化槽の整備状況

ア 浄化槽の整備状況

浄化槽の整備状況を図表2-3-7に示す。

本市では、公共下水道区域外及び農業集落排水処理区域外で合併処理浄化槽の整備を進めており、令和6年度末で合併処理浄化槽人口が68,107人となっている。

◆図表2-3-7 浄化槽の整備状況（令和6年度末時点）

区分	流域名	令和6年度末処理人口（人）	
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
旧都城市	大淀川、年見川、高崎川、丸谷川、庄内川、萩原川、梅北川、横市川、沖水川、安楽川	68,107	10,797
旧山之口町	花の木川、東岳川、境川、永野川		
旧高城町	大淀川、東岳川、花の木川、有水川、穴水川		
旧山田町	木之川内川、山田川、丸谷川		
旧高崎町	大淀川、岩瀬川、炭床川、高崎川		

イ 浄化槽設置整備事業の概要

浄化槽設置者（個人設置型）への補助金交付額を図表2-3-8に示す。

本市では、公共下水道区域及び農業集落排水施設区域を除く区域において、合併処理浄化槽を個人で設置する場合に補助制度を設けている。

◆図表2-3-8 浄化槽設置者（個人設置型）への補助金交付額

人槽区分	補助金額	汲み取り槽からの転換 の場合の撤去費補助 （限度額）	単独槽からの転換の場 合の撤去費補助 （限度額）	宅内配管工事費補助 （限度額）
5人槽	332,000円	最大90,000円	最大120,000円	最大200,000円
7人槽	414,000円			
10人槽	548,000円			

ウ 浄化槽設置整備事業の進捗状況

浄化槽設置整備事業の実績を図表2 - 3 - 9に示す。

令和2年度から令和6年度において、浄化槽設置整備事業の補助制度による設置基数は1,409基となっている。

◆図表2 - 3 - 9 浄化槽設置整備事業の実績

(単位：基)

項目	1 - 5人槽	6 - 7人槽	8 - 10人槽	計
R 2	268	7	2	277
R 3	303	10	2	315
R 4	276	11	4	291
R 5	247	11	2	260
R 6	259	5	2	266
合計	1,353	44	12	1,409

第3章 生活排水処理の現状

3-1 生活排水処理の現状

1 生活排水処理形態別人口の実績

生活排水処理形態別人口の実績等を図表3-1-1及び図表3-1-2に示す。

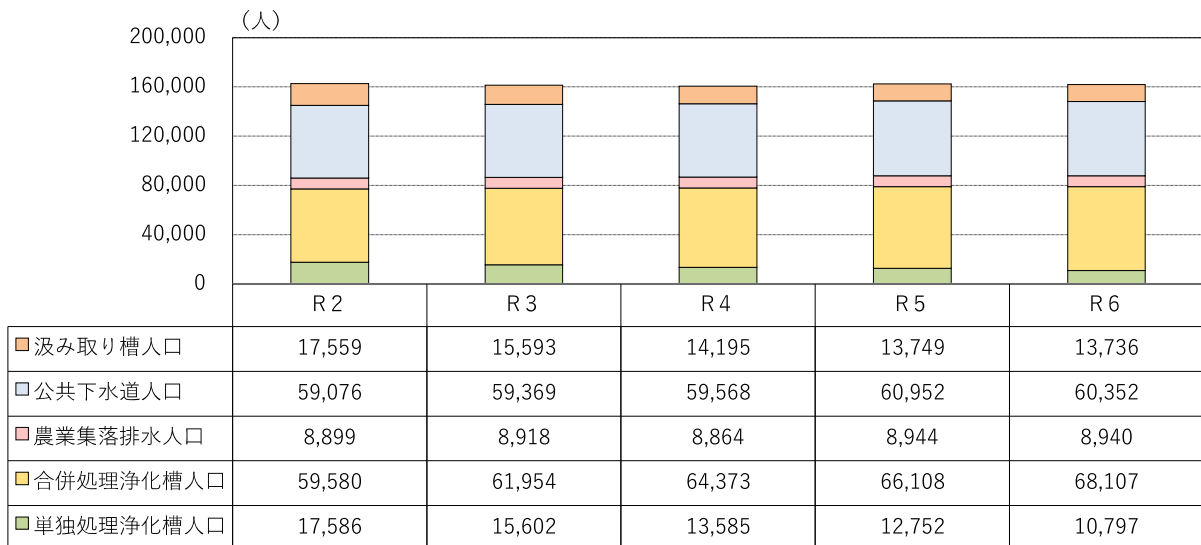
令和2年度から令和6年度の生活排水処理形態別人口の推移は、汲み取り槽人口が21.8% (-3,823人)、単独処理浄化槽人口が38.6% (-6,789人) 減少しているのに対して、公共下水道人口は2.2% (1,276人)、農業集落排水人口が0.5% (41人)、合併処理浄化槽人口は14.3% (8,527人) 増加している。

◆図表3-1-1 生活排水処理形態別人口の実績

項目	単位	記号	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2 増減数	R6-R2 増減率	備考
行政区域内人口	人	a	162,700	161,436	160,585	162,505	161,932	-768	99.5%	実績（3月末日人口）
計画処理区域内人口	人	b	162,700	161,436	160,585	162,505	161,932	-768	99.5%	c + f
非水洗化人口	人	c	17,559	15,593	14,195	13,749	13,736	-3,823	78.2%	d + e
汲み取り槽人口	人	d	17,559	15,593	14,195	13,749	13,736	-3,823	78.2%	実績（3月末日人口）
自家処理人口	人	e	0	0	0	0	0	0	—	実績（3月末日人口）
水洗化人口	人	f	145,141	145,843	146,390	148,756	148,196	3,055	102.1%	g + h + i
公共下水道人口	人	g	59,076	59,369	59,568	60,952	60,352	1,276	102.2%	実績（3月末日人口）
農業集落排水人口	人	h	8,899	8,918	8,864	8,944	8,940	41	100.5%	実績（3月末日人口）
浄化槽人口	人	i	77,166	77,556	77,958	78,860	78,904	1,738	102.3%	j + k
合併処理浄化槽人口	人	j	59,580	61,954	64,373	66,108	68,107	8,527	114.3%	実績（3月末日人口）
単独処理浄化槽人口	人	k	17,586	15,602	13,585	12,752	10,797	-6,789	61.4%	実績（3月末日人口）

※行政区域内人口とは、住民基本台帳人口

◆図表3-1-2 生活排水処理形態別人口の推移



◆図表3 - 1 - 3 本市における生活排水処理施設整備状況

(単位：人)

項目	行政区域内人口	既整備区域			未整備区域			
		処理人口			未処理人口			
		下水道	農集排	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	汲み取り	単独処理浄化槽	汲み取り
①下水道供用開始区域内	—	60,352	—	2,591	3,888	5,385	—	—
②下水道事業計画区域内（①を除く）	—	—	—	851	119	158	—	—
③下水道全体計画区域内（①②を除く）	—	—	—	0	—	—	—	—
④下水道全体計画区域外（①②③を除く）	—	—	8,940	64,665	1,115	1,342	5,675	6,851
処理＋未処理人口	161,932	60,352	8,940	68,107	5,122	6,885	5,675	6,851
処理率・未処理率	—	37.3%	5.5%	42.1%	3.2%	4.3%	3.5%	4.1%
生活排水処理率・未処理率	—	84.9%			15.1%			
普及人口・未普及人口	161,932	69,625	11,397	68,107	—	—	5,675	6,851
普及率・未普及率	—	43.0%	7.0%	42.1%	—	—	3.5%	4.2%
下水道・農業集落排水施設接続率	—	86.7%	78.4%	—	—	—	—	—
生活排水処理施設普及率	—				92.1%		7.7%	

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

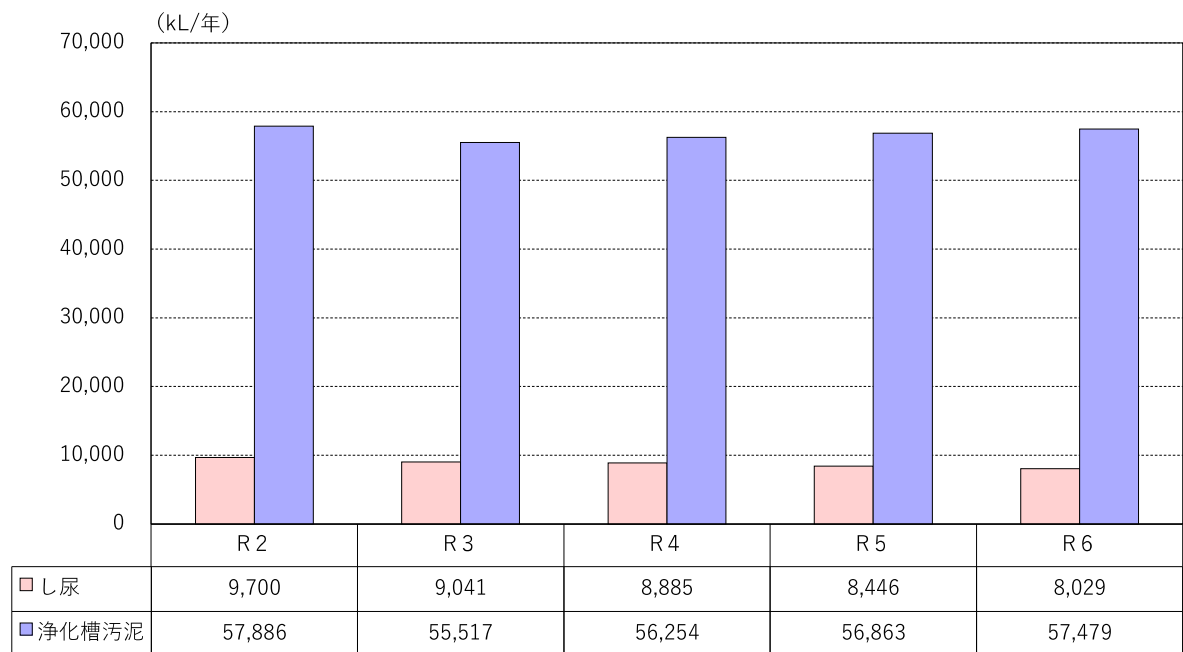
し尿及び浄化槽汚泥の処理量を図表3 - 1 - 4及び図表3 - 1 - 5に示す。

汲み取り槽人口が減少し、合併処理浄化槽人口が増加するのに伴い、し尿処理量が減少し、浄化槽汚泥処理量が増加している。

◆図表3 - 1 - 4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

項目		単位	年度				
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
処理量	し尿	kL/年	9,700	9,041	8,885	8,446	8,029
	浄化槽汚泥	kL/年	57,886	55,517	56,254	56,863	57,479
	計	kL/年	67,586	64,558	65,139	65,309	65,508
日平均	し尿	kL/日	26.5	24.8	24.3	23.1	21.9
	浄化槽汚泥	kL/日	158.2	152.1	154.1	155.8	157.0
	計	kL/日	184.7	176.9	178.4	178.9	178.9
割合	し尿	%	14.3	14	13.6	12.9	12.2
	浄化槽汚泥	%	85.7	86.0	86.4	87.1	87.8

◆図表3 - 1 - 5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移



3 - 2 水質の現状及び動向

1 水質汚濁に係る環境基準類型指定状況

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について達成し、維持することが望ましい基準を定めたものであり、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）からなっている。

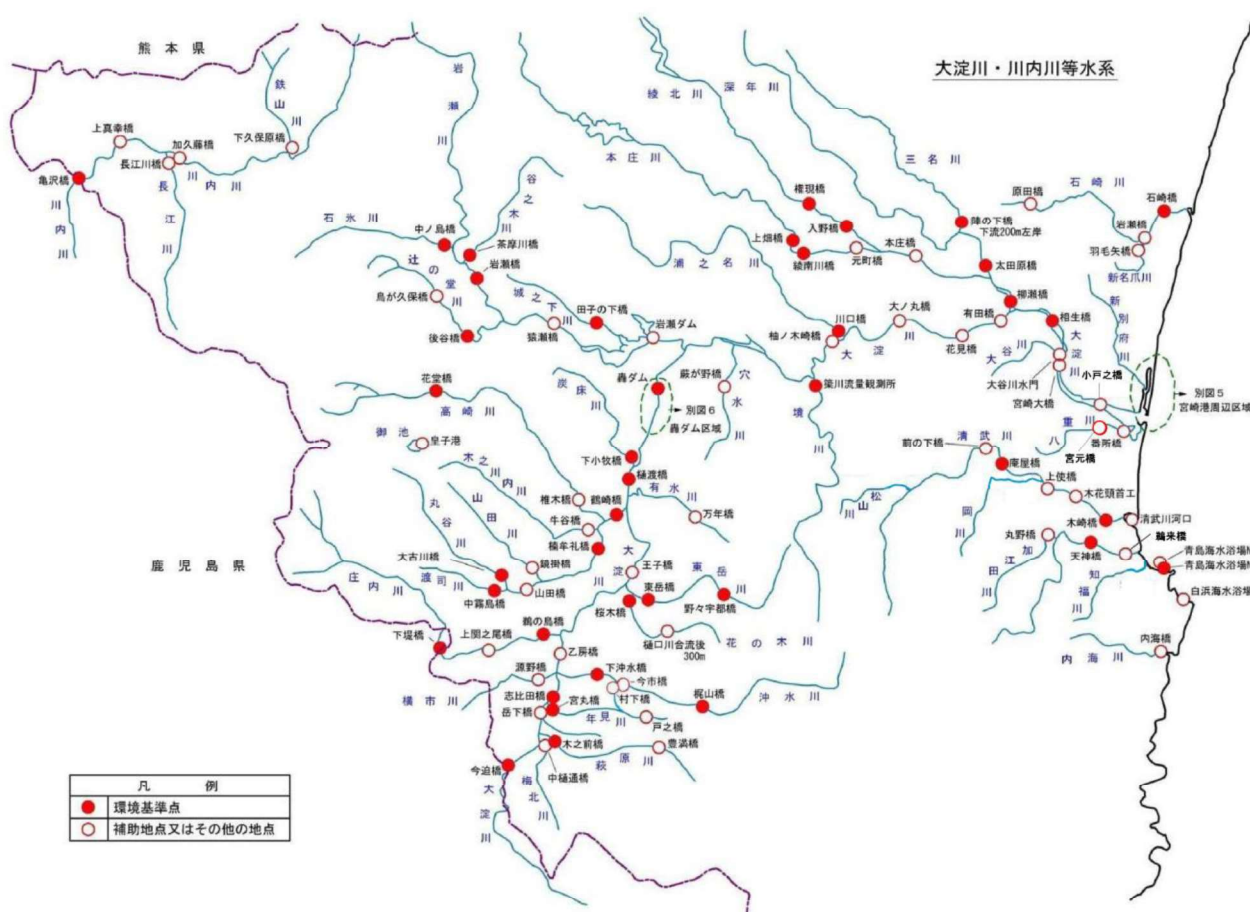
この基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、公共用水域ごとに利水目的に応じて類型が指定され、それぞれの類型ごとに基準値及び達成期間が設定されている。

宮崎県では、令和7年度において、河川：188地点、湖沼：1地点、海域：47地点を調査対象水域としている。

2 公共用水域の水質現況

本市の公共用水域の水質については、国土交通省及び宮崎県と連携を図り、常時監視を行っている。主要水質監視点を図表3-2-1、水質環境基準指定状況を図表3-2-5に示す。

◆図表3-2-1 主要水質監視点



資料：宮崎県「公共用水域及び地下水の水質測定計画」

3 水質に関する基準

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法に基づき「人の健康の保護に関する環境基準」として26物質について、図表3-2-2に示す基準値が全国の公共用水域に対し一律に定められている。

◆図表3-2-2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

※1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2：「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。環境の保全に関する環境基準について同じ。

※3：ほう素、ふっ素の2項目については、海域には基準を適用しない。（海域において自然状態での濃度で環境基準値を既に超えており、その物質の存在がもともと海そのものの性状であるため。）

※4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

また、各公共用水域については図表3 - 2 - 3及び図表3 - 2 - 4に示す基準値が水域類型に該当する水域類型ごとに定められている。

◆図表3 - 2 - 3 環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊 物質 SS	溶存 酸素量 DO	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

※1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準じる。）。

※2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準じる。）。

※3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

※4：水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

※5：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。

※6：水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

※7：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

◆図表3 - 2 - 4 環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊 物質 SS	溶存 酸素量 DO	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級及びB 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	—

※1：水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

※2：水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

※3：水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。

※4：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。

※5：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

◆図表3 - 2 - 5 水質環境基準指定状況

水域名 (河川名等)	環境基準地点名	地点統一番号	類型	指定年度	達成期間	環境基準 地点数
大淀川上流	今迫橋	017 - 01	A	S47	□	1
大淀川中流	志比田橋	028 - 01	B	S47	□	1
大淀川下流	樋渡橋	018 - 01	A	S47	□	2
	轟ダム	018 - 02	A	S47	□	
萩原川	木之前橋	077 - 01	A	H 7	イ	1
年見川	宮丸橋	084 - 01	A	H16	□	1
沖水川上流	梶山橋	011 - 01	AA	S47	イ	1
沖水川下流	下沖水橋	022 - 01	A	S47	□	1
庄内川上流	下堤橋	007 - 01	AA	S47	イ	1
庄内川下流	鵜の島橋	019 - 01	A	S47	□	1
東岳川上流	野々宇都橋	012 - 01	AA	S47	イ	1
東岳川下流	東岳橋	023 - 01	A	S47	□	1
花の木川	桜木橋	082 - 01	A	H 8	イ	1
高崎川上流	花堂橋	010 - 01	AA	S47	イ	1
高崎川下流	鶴崎橋	021 - 01	A	S47	□	1
丸谷川上流	大古川橋	008 - 01	AA	S47	イ	1
丸谷川下流	楠牟礼橋	020 - 01	A	S47	□	1
渡司川	中霧島橋	009 - 01	AA	S47	イ	1
囲庄川	下小牧橋	081 - 01	A	H 8	イ	1

資料：宮崎県「大気・水質（公共用水域及び地下水）測定結果」

4 河川BOD水質の状況

(1) 大淀川水域

大淀川水域の水質(BOD75%値)の試験結果を図表3-2-6及び図表3-2-7に示す。

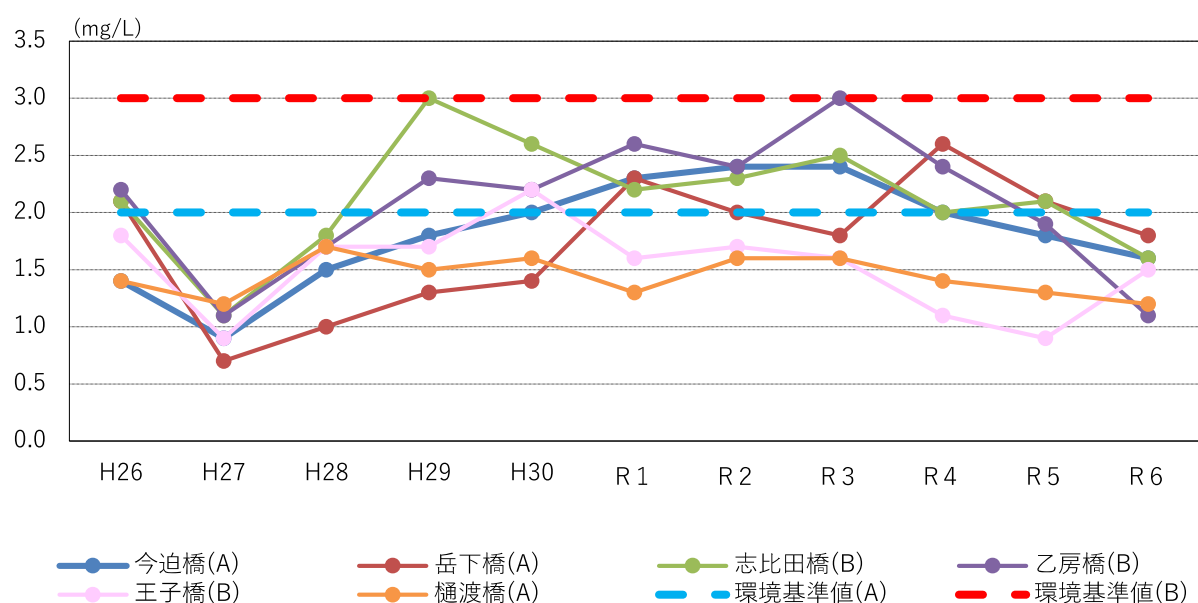
大淀川水域における環境基準点の水質(BOD75%値)の経年変化をみると、今迫橋及び岳下橋で環境基準A類型(2.0)を超過している年がある。その他については、過去11年間で環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

大淀川水域では汚濁を改善するため、樋渡橋より上流の事業場に対して、昭和56年8月から上乘せ排水基準を適用している。また、総合的な生活排水対策の推進を図るため、平成3年8月に、都城市と三股町の一部を「生活排水対策重点地域」に指定している。

◆図表3-2-6 大淀川水域水質試験結果

採取箇所名	河川名	地点	類型	BOD (mg/L) 【75%値】										
				H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
今迫橋	大淀川	環境基準点	A	1.4	0.9	1.5	1.8	2.0	2.3	2.4	2.4	2.0	1.8	1.6
岳下橋	大淀川	補助及びその他の地点	A	2.1	0.7	1.0	1.3	1.4	2.3	2.0	1.8	2.6	2.1	1.8
志比田橋	大淀川	環境基準点	B	2.1	1.1	1.8	3.0	2.6	2.2	2.3	2.5	2.0	2.1	1.6
乙房橋	大淀川	補助及びその他の地点	B	2.2	1.1	1.7	2.3	2.2	2.6	2.4	3.0	2.4	1.9	1.1
王子橋	大淀川	補助及びその他の地点	B	1.8	0.9	1.7	1.7	2.2	1.6	1.7	1.6	1.1	0.9	1.5
樋渡橋	大淀川	環境基準点	A	1.4	1.2	1.7	1.5	1.6	1.3	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2

◆図表3-2-7 大淀川水域水質試験結果の推移



(2) 萩原川、年見川、沖水川水域

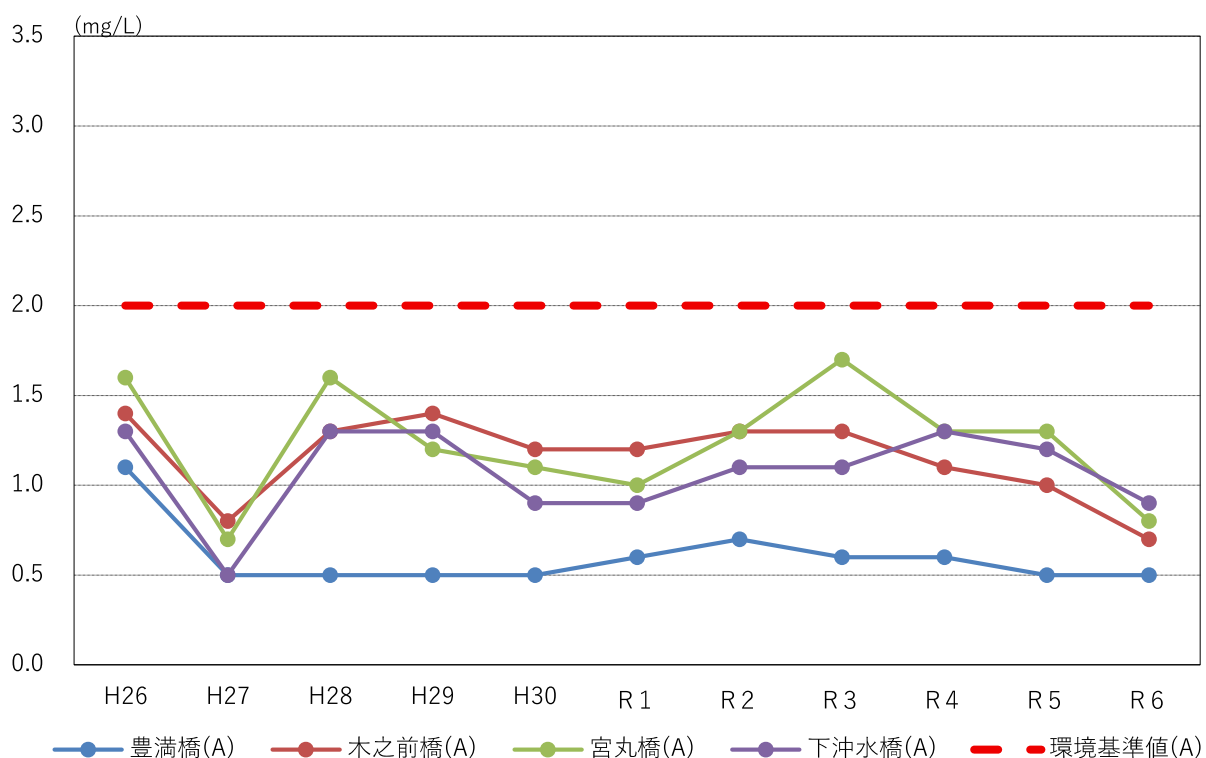
萩原川、年見川、沖水川水域の水質(BOD75%値)の試験結果を図表3-2-8及び図表3-2-9に示す。

萩原川、年見川、沖水川水域における環境基準点の水質(BOD75%値)の経年変化をみると、過去11年間で環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

◆図表3-2-8 萩原川、年見川、沖水川水域水質試験結果

採取箇所名	河川名	地点	類型	BOD (mg/L) 【75%値】										
				H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
豊満橋	萩原川	補助及びその他の地点	A	1.1	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5
木之前橋	萩原川	環境基準点	A	1.4	0.8	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3	1.3	1.1	1.0	0.7
宮丸橋	年見川	環境基準点	A	1.6	0.7	1.6	1.2	1.1	1.0	1.3	1.7	1.3	1.3	0.8
下沖水橋	沖水川	環境基準点	A	1.3	0.5	1.3	1.3	0.9	0.9	1.1	1.1	1.3	1.2	0.9

◆図表3-2-9 萩原川、年見川、沖水川水域水質試験結果の推移



(3) 庄内川、花木川水域

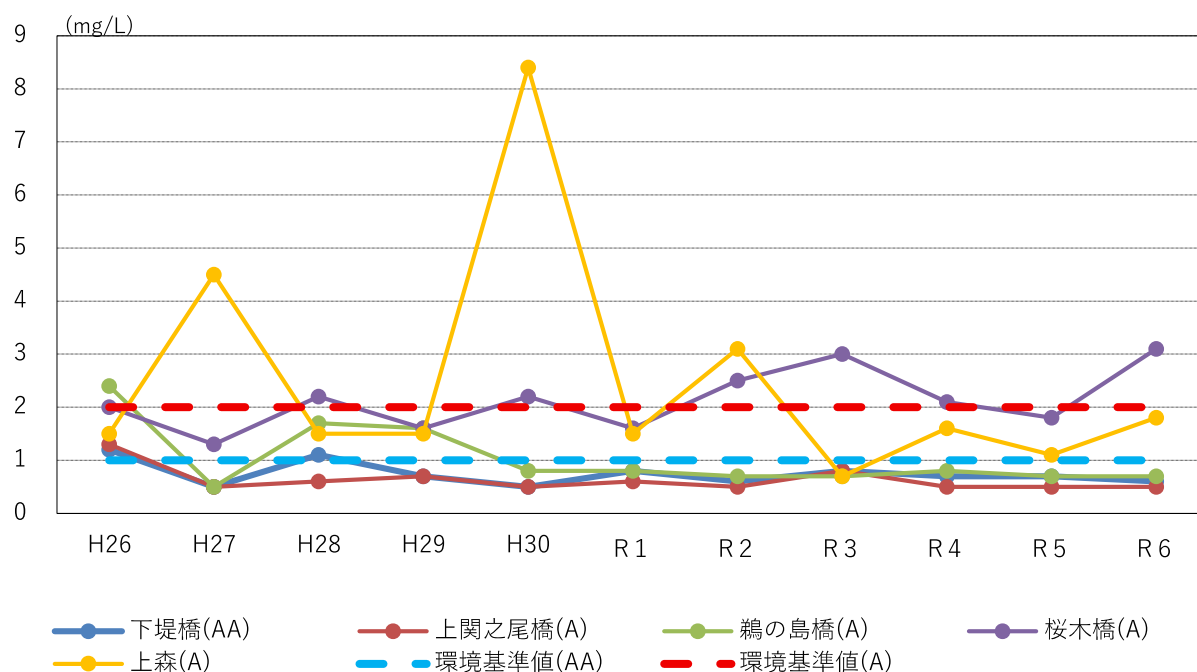
庄内川、花木川水域の水質(BOD75%値)の試験結果を図表3-2-10及び図表3-2-11に示す。

庄内川、花木川水域における環境基準点の水質(BOD75%値)の経年変化をみると、鵜の島橋、桜木橋及び上森で環境基準A類型(2.0)を超過している年がある。その他については、過去11年間環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

◆図表3-2-10 庄内川、花木川水域水質試験結果

採取箇所名	河川名	地点	類型	BOD (mg/L) 【75%値】											
				H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
下堤橋	庄内川	環境基準点	AA	1.2	<0.5	1.1	0.7	0.5	0.8	0.6	0.8	0.7	0.7	0.6	
上関之尾橋	庄内川	補助及びその他の地点	A	1.3	<0.5	0.6	0.7	<0.5	0.6	0.5	0.8	0.5	0.5	0.5	
鵜の島橋	庄内川	環境基準点	A	2.4	<0.5	1.7	1.6	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	
桜木橋	花木川	環境基準点	A	2	1.3	2.2	1.6	2.2	1.6	2.5	3.0	2.1	1.8	3.1	
上森 (樋口川合流後)	花木川	補助及びその他の地点	A	1.5	4.5	1.5	1.5	8.4	1.5	3.1	0.7	1.6	1.1	1.8	

◆図表3-2-11 庄内川、花木川水域水質試験結果の推移



(4) 高崎川、丸谷川水域

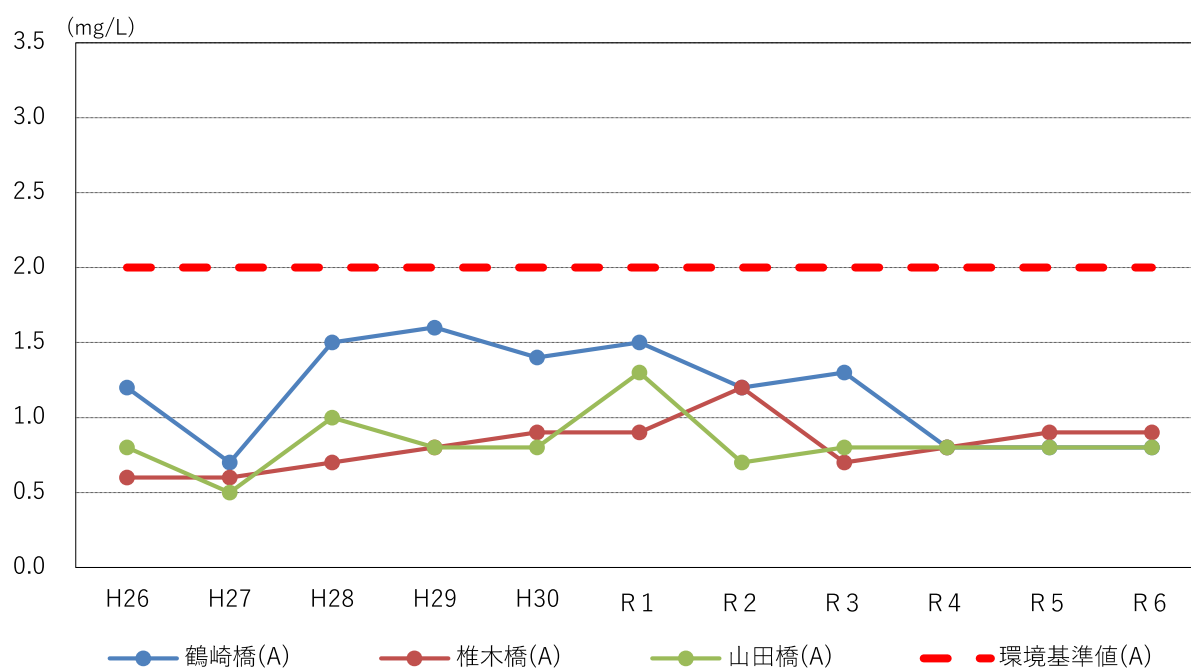
高崎川、丸谷川水域の水質(BOD75%値)の試験結果を図表3-2-12及び図表3-2-13に示す。

高崎川、丸谷川水域における環境基準点の水質(BOD75%値)の経年変化をみると、過去11年間で環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

◆図表3-2-12 高崎川、丸谷川水域水質試験結果

採取箇所名	河川名	地点	類型	BOD (mg/L) 【75%値】										
				H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
鶴崎橋	高崎川	環境基準点	A	1.2	0.7	1.5	1.6	1.4	1.5	1.2	1.3	0.8	0.8	0.8
椎木橋	高崎川	補助及びその他の地点	A	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	1.2	0.7	0.8	0.9	0.9
山田橋	丸谷川	補助及びその他の地点	A	0.8	0.5	1	0.8	0.8	1.3	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8

◆図表3-2-13 高崎川、丸谷川水域水質試験結果の推移



5 水質汚濁防止法（排水基準）

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日 法律第138号）では、第2条の規定に基づいて特定施設が定められ、第3条の規定により排水基準が定められている。水質汚濁防止法による有害物質、生活環境項目に係る排出基準を図表3-2-14及び図表3-2-15に示す。

◆図表3-2-14 水質汚濁防止法における有害物質項目（その1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mgCd/L以下
シアン化合物	1 mgCN/L以下
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mgPB/L以下
六価クロム化合物	0.2 mgCr(VI)/L以下
ひ素及びその化合物	0.1 mgAs/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mgHg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mgSe/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下

※1：「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

※2：ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

◆図表3 - 2 - 14 水質汚濁防止法における有害物質項目（その2）

有害物質の種類	許容限度
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの10mgB/L以下 海域に排出されるもの230mgB/L以下
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの8mgF/L以下 海域に排出されるもの15mgF/L以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として）以下

※1：「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

※2：ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

◆図表3 - 2 - 15 水質汚濁防止法における環境項目

種類	単位	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6 (海域以外の公共用水域) 5.0～9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	160 (日間平均120) 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	160 (日間平均120) 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	200 (日間平均150) 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5 (鉱油類含有量) 以下
		30 (動植物油脂類含有量) 以下
フェノール類含有量	mg/L	5 以下
銅含有量	mg/L	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	2 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下
クロム含有量	mg/L	2 以下
大腸菌数	CFU/mL	800以下
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均60) 以下
りん含有量	mg/L	16 (日間平均8) 以下

※1：「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※2：この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。

※3：水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

※4：水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

※5：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

※6：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

※7：りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

第4章 生活排水処理施設整備計画

4-1 第2次生活排水対策総合基本計画（再々改訂計画）の評価

生活排水処理人口及び生活排水処理率の推移を図表4-1-1及び図表4-1-2に示す。

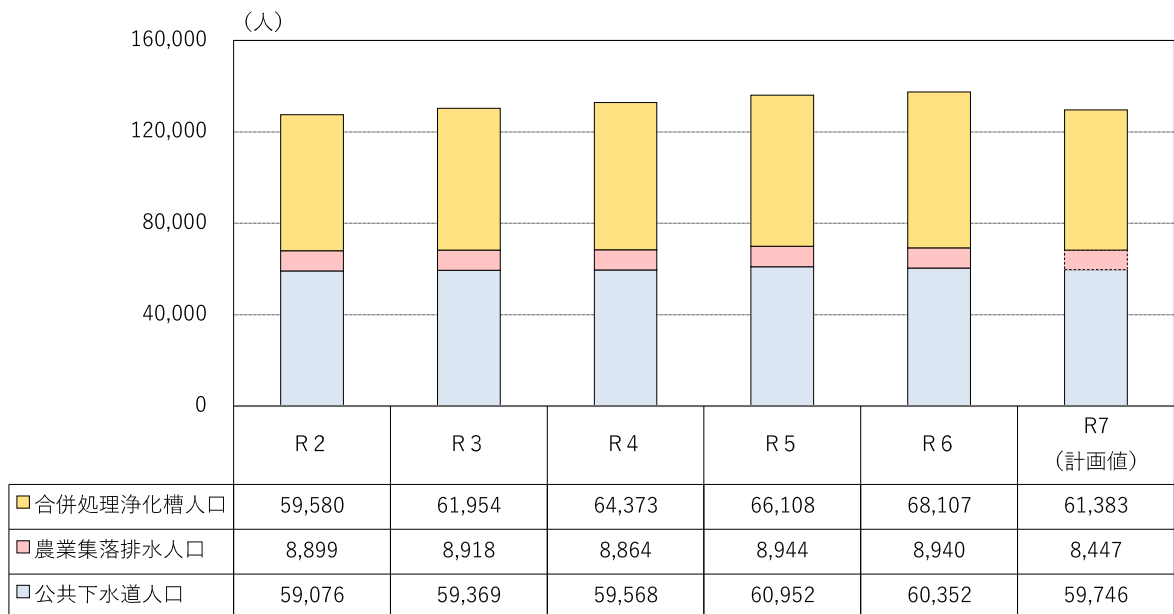
再々改訂計画の計画値は令和7年度末で84.8%であるが、令和6年度末で84.8%となっており、前年度末で目標を達成した。

◆図表4-1-1 生活排水処理人口及び生活排水処理率の推移

項目	単位	年度					第2次計画
		R2	R3	R4	R5	R6	令和7年度計画値
行政区域内人口 (A)	人	162,700	161,436	160,585	162,505	161,932	152,757
水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	人	127,555	130,241	132,805	136,004	137,399	129,576
公共下水道人口	人	59,076	59,369	59,568	60,952	60,352	59,746
合併処理浄化槽人口	人	59,580	61,954	64,373	66,108	68,107	61,383
農業集落排水人口	人	8,899	8,918	8,864	8,944	8,940	8,447
非水洗化・生活雑排水処理人口	人	35,145	31,195	27,780	26,501	24,533	23,181
単独処理浄化槽人口	人	17,586	15,602	13,585	12,752	10,797	
汲み取り槽人口	人	17,559	15,593	14,195	13,749	13,736	
生活排水処理率 (C=B/A)	%	78.4	80.7	82.7	83.7	84.8	84.8

※：第2次生活排水対策総合基本計画策定時には、単独処理浄化槽人口及び汲み取り槽人口の計画値区分なし。

◆図表4-1-2 生活排水処理人口の推移



4 - 2 課題の整理

本市における生活排水処理に関する課題事項は以下のとおりである。

1 単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換

単独処理浄化槽及びくみ取り槽は、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されるため、公共用水域の水質汚濁の原因の一つとなっており、生活雑排水も処理する合併処理浄化槽への転換が必要である。本市では単独処理浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に対して補助を行っているが、図表3 - 1 - 1に示すように、本市の人口（住民基本台帳人口）の15.1%にあたる24,533人（汲み取り槽人口13,736人、単独処理浄化槽人口10,797人）（令和6年度実績）は生活雑排水を未処理のまま河川に放流を行っている状況にある。

2 集合処理施設への接続

図表3 - 1 - 3に示すように、公共下水道への接続率は令和6年度実績で86.7%、農業集落排水施設への接続率は令和6年度実績で78.4%となっている。しかし、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設が整備されていても、施設へ接続されていない世帯もあり、生活排水処理率向上に繋がっていない状況にある。施設の整備費や維持管理費等の経費は、施設の使用料等により賄われており、健全な経営の観点からも接続率を高めることが重要である。

3 生活排水処理施設の維持管理について

（1）人口推移について

本市の人口は、令和5年度は増加しているが、今後は減少に転じるものと考えられる。人口減少により公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設の使用料収入が減少することが見込まれる。

（2）集合処理施設の老朽化について

本市の終末処理場は古い施設で供用開始後54年が経過し、また、新しい施設でも供用開始後20年が経過しているため、今後、機械・電気設備等の更新に膨大な費用が必要となり、既存施設の更新費用が増加することも見込まれる。厳しい財政事情の中、施設を維持するために計画的な改築・更新が課題である。

また、管路についても老朽化が進行していると考えられ、道路陥没等の事故発生が懸念されるため、終末処理場と同様、計画的な改築・更新が課題である。

（3）合併処理浄化槽の維持管理について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）では、浄化槽管理者に対して、保守点検、清掃及び法定検査の受検を義務付けており、公共用水域の水質保全のため、浄化槽の適正な維持管理が課題となる。

4 - 3 第3次生活排水対策総合基本計画

1 集合処理区域及び個別処理区域の検討

本計画においては、目標年度を令和17年度とし、集合処理区域（公共下水道・農業集落排水施設）及び個別処理区域（合併処理浄化槽）に関する検討を行った。各生活排水処理施設の区域設定については、平成26年1月に環境省、農林水産省及び国土交通省の3省が連携して、統一的な経済比較を行うための建設費などの統一が図られたマニュアルを基に、集合処理区域と個別処理区域を設定し、検討を行った。

（１）公共下水道

公共下水道未整備区域（検討区域）に公共下水道を整備した場合と合併処理浄化槽を整備した場合について、経済性による比較を行い、公共下水道区域の拡大に関する検討を行った。

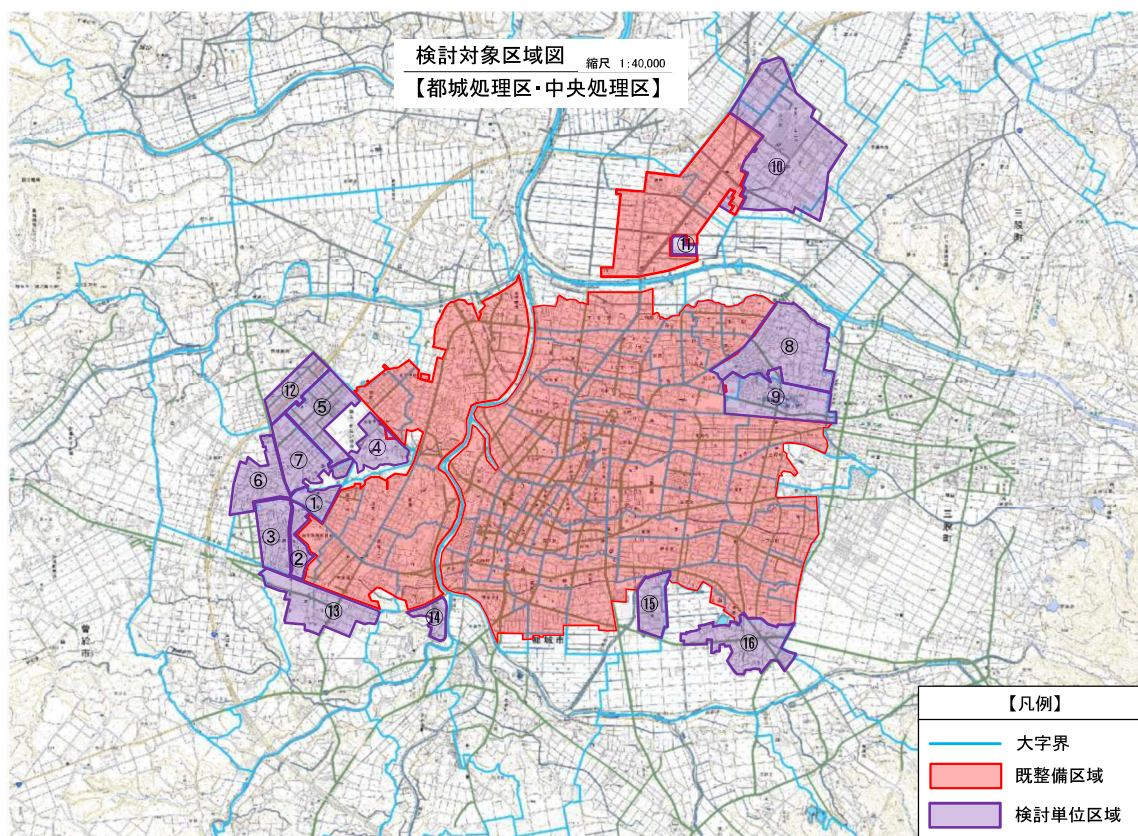
（２）農業集落排水施設

事業がほぼ完了していることから、新たな区域の検討は行わない。

（３）合併処理浄化槽

公共下水道整備と合併処理浄化槽を整備した場合との費用比較を行い、経済性の比較による判定を基本とし、合併処理浄化槽整備区域について検討を行った。

◆図表4 - 3 - 1 経済比較対象区域



2 将来人口の推計

(1) 将来人口

将来人口の推計を図表4-3-2に示す。

本計画における将来人口の推計は現住人口を基に、現在の人口動向を分析し、本市独自の推計を行った。なお、本計画における予測期間は目標年度である令和17年度までとする。

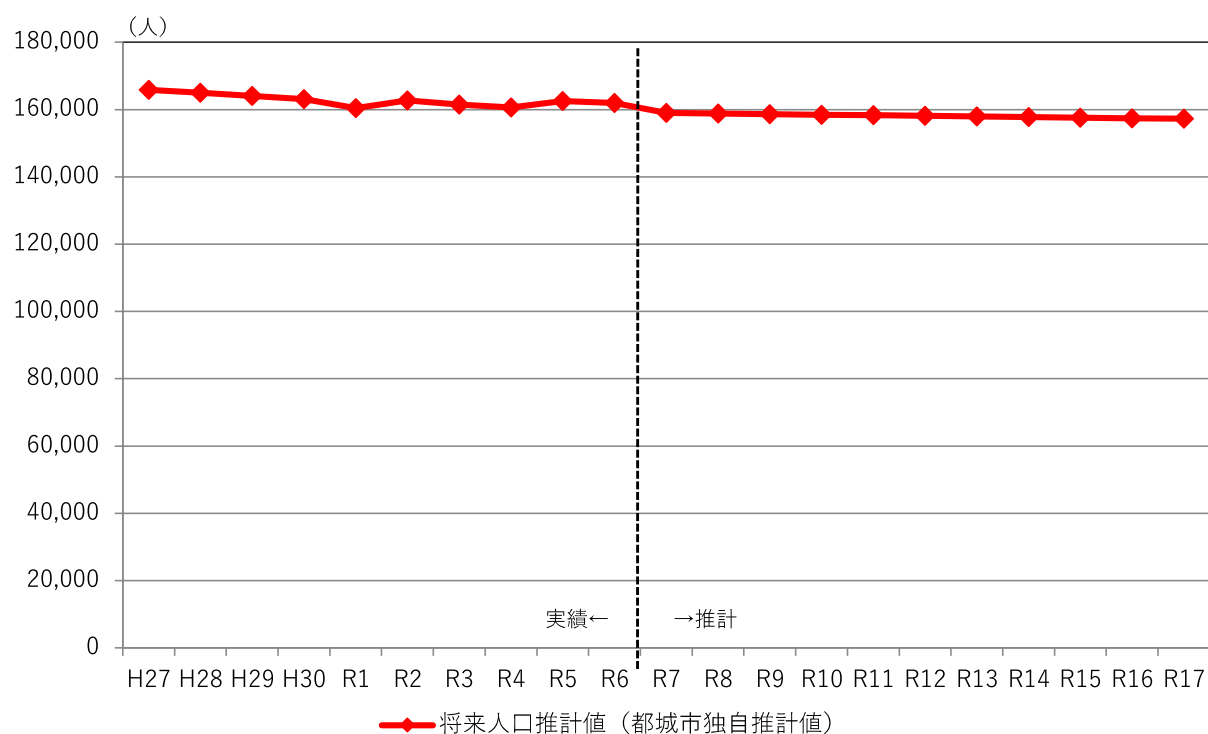
◆図表4-3-2 将来人口の推計（その1）

(単位：人)

年度		実績値（現住人口）	年度		将来人口推計値（都城市独自推計値）
和暦	西暦		和暦	西暦	
H27	2015	165,029	R 7	2025	159,014
H28	2016	163,965	R 8	2026	158,834
H29	2017	162,995	R 9	2027	158,654
H30	2018	161,968	R10	2028	158,474
R 1	2019	160,980	R11	2029	158,294
R 2	2020	160,640	R12	2030	158,114
R 3	2021	159,635	R13	2031	157,934
R 4	2022	158,777	R14	2032	157,754
R 5	2023	158,114	R15	2033	157,577
R 6	2024	159,570	R16	2034	157,425
			R17	2035	157,273

※：実績値は各年10月1日現在の現住人口

◆図表4-3-2 将来人口の推計（その2）



3 今後の整備計画について

本市の実勢価格を反映させた形で、集合処理（公共下水道・農業集落排水施設）で実施する場合と、個別処理（合併処理浄化槽）で実施する場合の経済比較を踏まえた、今後の整備計画は以下に示すとおりである。

（１）公共下水道

現行の公共下水道区域までの整備とし、区域の拡大は行わないものとする。

（２）農業集落排水施設

現行の農業集落排水施設区域までの整備とし、新規の整備区域は設けないものとする。

（３）合併処理浄化槽

合併処理浄化槽整備に当たっては、単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの合併処理浄化槽への転換を推進し、浄化槽設置の普及を図る。

以上より、見直し結果による処理区域及び処理区数の変更はない。

4 生活排水処理形態別人口の推計

本市の将来の生活排水処理人口は図表4 - 3 - 3及び図表4 - 3 - 4に示すとおりである。

（１）公共下水道人口

公共下水道への接続率を向上させることで、令和17年度に接続率84.4%の達成が見込まれる。

（２）農業集落排水処理人口

農業集落排水処理施設への接続率を向上させることで、令和17年度に接続率81.4%の達成が見込まれる。

（３）合併処理浄化槽人口

単独処理浄化槽又は汲み取り槽からの転換及び合併処理浄化槽の新設によって、合併処理浄化槽人口の増加が見込まれる。

（４）汲み取り槽人口、単独処理浄化槽人口

公共下水道人口、農業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口が増加することにより、汲み取り槽人口並びに単独処理浄化槽人口は減少することが見込まれる。

【汚水処理人口普及率と生活排水処理率】

生活排水を適正に処理している人口は、次の２種類が国から公表されている。

$$\text{①汚水処理人口普及率（％）} = (\text{下水道処理区域内人口} + \text{農業集落排水処理区域内人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) / \text{基本台帳人口} \times 100$$

※：下水道処理区域内人口及び農業集落排水処理区域内人口は、供用開始されている区域に住んでいる人口であり、実際に接続しているかは問わない。また、合併処理浄化槽人口には、下水道、集落排水施設等の供用開始区域の人口を含まない。

$$\text{②生活排水処理率（％）} = (\text{下水道接続人口} + \text{農業集落排水処理接続人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) / (\text{基本台帳人口}) \times 100$$

※：下水道接続人口及び農業集落排水処理接続人口は、公共下水道及び農業集落排水施設に接続し、実際に利用している人口。

◆図表4 - 3 - 3 生活排水処理形態別人口の推計結果

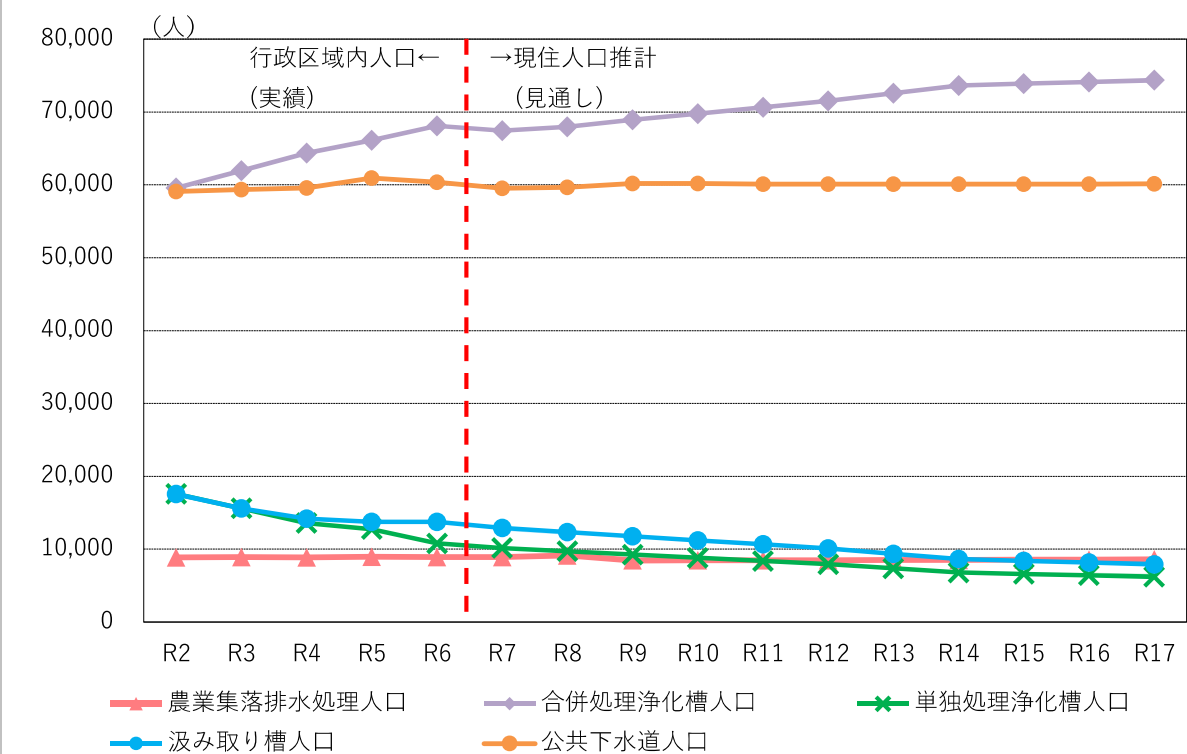
年 度	人口	公共下水道人口			農業集落排水処理人口			合併浄化槽 人 口	単独浄化槽 人 口	汲み取り槽 人 口	生活排水 処理率
		計画処理 区域人口	接続人口	接続率	計画処理 区域人口	接続人口	接続率				
R 2	実績 見 通 し <										

※：R 6 までは、行政区域内人口（住民基本台帳人口）の実績 R 7 以降は現住人口による推計

※：計画処理区域人口とは、公共下水道及び農業集落排水施設の供用開始区域内に住んでいる人口

※：接続人口とは、公共下水道及び農業集落排水施設の供用開始区域内に住んでおり、実際に使用している人口

◆図表4 - 3 - 4 生活排水処理形態別人口の推移

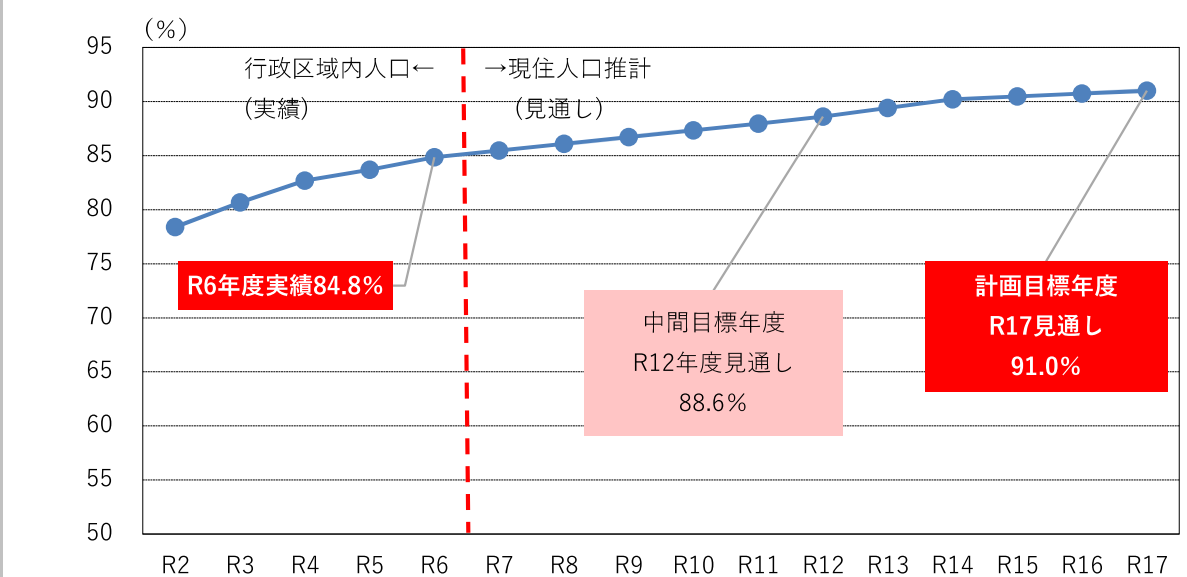


※：R6までは、行政区域内人口（住民基本台帳人口）の実績 R7以降は現住人口による推計

5 生活排水処理率の向上

公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続率の向上並びに合併処理浄化槽の普及を行い、令和6年度の84.8%から令和17年度に生活排水処理率91.0%を達成することを目指す。

◆図表4 - 3 - 5 生活排水処理率の推移



※：R6までは、行政区域内人口（住民基本台帳人口）の実績の割合 R7以降は現住人口による推計の割合

第5章 今後の事業推進について

5-1 生活排水処理施設の取組方針

1 公共下水道

公共下水道は、主に各地域の人口が集中している市街地において整備されることから、生活排水処理対象人口及び処理面積とも大きく、生活排水処理施設の中核的役割を担っている。公共下水道に関しては、次の施策を推進する。

(1) 既整備区域における各家庭からの公共下水道への接続の促進

- ・市の広報紙、ホームページ等で下水道接続への呼びかけを行うとともに、下水道の日に啓発活動を行う。
- ・普及啓発員による下水道未接続世帯への訪問を行い、市が実施する下水道接続を対象とした補助事業等の周知を図りながら、下水道への接続を促進する。

2 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、農村の生活環境や水質保全を図るとともに、地域の資源循環の核となる施設で、農村における循環型社会の構築を図るためにも重要である。農業集落排水施設に関しては、次の施策を推進する。

(1) 処理区域の枠を超えた連携

- ・今後、老朽化する施設の改築更新計画等を必要とする際には、隣接する農業集落排水施設同士の汚水処理方法の共同化等を検討する。

(2) 既整備区域における各家庭からの農業集落排水施設への接続の促進

- ・普及啓発員による農業集落排水未接続世帯への訪問を行い、農業集落排水施設への接続を促進する。

3 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、短期間で設置することができ、家屋が散在している地域や公共下水道などの整備が見込めない地域で重要な役割を果たす。また、処理水を近傍の水路などに放流するため、水の循環利用にも寄与する施設である。合併処理浄化槽に関しては、次の施策を推進する。

(1) 既設単独処理浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換の促進

- ・広報紙やホームページ、合併処理浄化槽設置推進員の戸別訪問などによる定期的な啓発活動を行う。
- ・環境学習や生活排水実践活動などを通して、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- ・宅内配管工事及び既設単独処理浄化槽・汲み取り槽撤去費用に対する補助事業を活用し、合併処理浄化槽への転換を促進する。

5 - 2 啓発活動

1 啓発の方法

啓発にあたっては、本市のホームページや広報誌等を活用し、広く、わかりやすく市民に情報を提供する。

また、多くの市民が家庭内及び生活排水対策に取り組むために、その対策の理由、具体的な方法及びその効果の確認など段階的に啓発を行う。

2 啓発の内容

（１）家庭における生活排水対策

河川を汚さないようにするため、台所や洗濯時、入浴時などそれぞれの状況に対応した対策について周知する。

（２）生活排水処理の必要性

公共下水道や農業集落排水施設等が整備されている地域では速やかにこれらの施設に接続することを周知する。

また、単独処理浄化槽やくみ取り式のトイレを使用している家庭では早期に合併処理浄化槽へ転換するよう周知する。

3 総合的な水環境保全のための連携

（１）大淀川サミットとの連携

大淀川サミットは、大淀川流域の８市町が、各行政区域の枠組みを越え、住民・事業者・行政が一体となって河川浄化活動を実施しているものである。現在では、河川浄化啓発ポスターを製作して小中学校への配布や流域の市町による啓発イベントを開催しており、今後も大淀川サミットとの連携を深め、啓発活動を実施する。

（２）清流ルネッサンスⅡとの連携

平成13年度に大淀川上流域の１市８町（当時）が、国土交通省の清流ルネッサンスⅡ（第二期水環境改善緊急行動計画）の対象地域に選定され、平成16年度に「大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画」が策定された。この事業は、健全な水循環系の構築を目指し、流域と一体となって河川事業及び下水道事業等を推進するものである。今後も引き続き、『清流ルネッサンスⅡ』と連携して、大淀川流域の河川浄化を実施する。

（３）水質汚濁防止対策連絡協議会との連携

宮崎県内の一級河川（大淀川、小丸川、五ヶ瀬川及び川内川）については、国土交通省、県、市町村等の関係機関からなる水質汚濁防止対策連絡協議会が設置されている。今後も引き続き、協議会と関係機関の情報の交換を積極的に行い、流域の河川浄化について連携して取組を実施する。